

第44回平成24年5月与謝野町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 平成24年5月8日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後3時05分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均 (午前欠)
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久 (午前欠)
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	波江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	報告第 3号	平成23年度与謝野町水道事業会計予算繰越報告について (報告～質疑)
日程第 5	報告第 4号	専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて) (報告～質疑)
日程第 6	議案第50号	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度与謝野町一般会計補正予算(第9号)) (提案理由説明～表決)
日程第 7	議案第51号	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第4号)) (提案理由説明～表決)
日程第 8	議案第52号	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第4号)) (提案理由説明～表決)
日程第 9	議案第53号	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)) (提案理由説明～表決)
日程第10	議案第54号	専決処分の承認を求めることについて (与謝野町税条例の一部改正について) (提案理由説明～表決)
日程第11	議案第55号	専決処分の承認を求めることについて (与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について) (提案理由説明～表決)
日程第12	議案第56号	専決処分の承認を求めることについて (与謝野町財区管理委員の選任について) (提案理由説明～表決)
日程第13	請願第 4号 (平成23年)	与謝野町入札制度に対する請願書 (委員長報告～表決)
日程第14	請願第 7号 (平成23年)	子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書 (委員長報告～表決)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長 (井田義之) 皆さん、おはようございます。

まず、最初にご報告しておきます。白杉教育委員長、垣中教育長より公務のため午前中欠席の届がありますので、皆さんにお知らせをしておきます。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから第44回平成24年5月臨時会を開催いたします。

臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げたいと思いますが、その前に、先日、茨城県、群馬県で竜巻による大きな災害が発生しました。改めて自然災害の恐ろしさを痛感いたしますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

与謝野町の春祭りも、天候に恵まれない地域もありましたけれども、すべて終了いたしました。また、大型連休も終わり、本日から三日間の日程で臨時会をお世話になります。ご参集いただき、ありがとうございます。

ご案内のとおり本日は一般議案のみ審議し、あすに延会する予定をいたしております。そして、あす冒頭に私のほうから副議長に辞職願を提出させていただき、申し合わせによる2年間の任期の議会構成の再編に入る予定となっております。そこで本日、議長職の最後を務めさせていただきます。2年間、未熟な私ではありましたが、議長の大役をお受けしてから、私なりに精いっぱい頑張らせていただいたつもりであります。ただ、至らぬことも多々あったと思っております。その間、議員の皆様、行政の皆様には多くのご指導、ご鞭撻をいただきましたこと、また、温かくご協力をいただきましたことに心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。きょう一日、最後、よろしく願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

太田町長からあいさつの申し出がありますので、願いをいたします。

太田町長。

町長 (太田貴美) 皆さん、おはようございます。

各地域での春の大祭も無事終了いたしまして、山々の新緑も色鮮やかにさえ渡り、いよいよ本格的な田植えの季節を迎えたきょうこのごろでございます。本日は、第44回平成24年5月与謝野町議会臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私ともに大変ご多忙の中をご参集いただきまして、心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本臨時会におきましては、平成23年度の水道事業会計予算繰越報告1件、道路陥没による車両の物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告1件、また、平成23年度一般会計補正予算(第9号)、簡易水道特別会計補正予算(第4号)、下水道特別会計補正予算(第4号)及び国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認案件、さらに条例の一部改正2件の専決処分の承認案件と財産区管理委員の選任に係る専決処分の承認案件の議案をご提案することといたしております。どうぞよろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、よろしく申し上げる次第でございます。委員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。簡単でございますけれども開会のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 (井田義之) 副町長から発言の申し出がありますので、よろしく願いをいたします。

副町長（堀口卓也） 審議前の貴重なお時間をいただき恐縮でございます。ありがとうございます。

平成24年4月の人事異動に伴い今回の議会から出席をさせていただくこととなります新任課長を私から紹介させていただきます。

まず、商工観光課長の長島栄作でございます。前任は商工観光課主幹でございます。

続きまして、野田川地域振興課長の浪江昭人でございます。前任は福祉課主幹でございます。

以上、2名でございます。よろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 失礼いたしました。それでは、本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第116条の規定により11番 小林庸夫議員、12番 多田正成議員、以上2名にお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日から5月10日までの三日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日から5月10日までの三日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

最初に議会活性化特別委員会の報告をお願いします。

今田委員長。

議会活性化特別委員長（今田博文） それでは、議会活性化特別委員会の報告をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、1点は議会懇談会について、それから、もう1点につきましては、活性化特別委員会の報告ということで、報告をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、議会懇談会でございますけれども、3月3日、10日、17日と加悦地域公民館、野田川わくばる、それから知遊館、18人の議員を3班編成をいたしまして、それぞれ地域に出向いて住民の皆さんのご意見を聞く機会を設けさせていただきました。

参加者につきましては、一般の住民の方に来ていただきましたのが、3会場合わせて54人ということでございました。それから、当日の役割分担でございますけれども、その前に、時間につきましては7時30分から始めさせていただきました。それぞれ9時30分近くまで、大体2時間程度、住民の皆さんとの懇談をさせていただきました。当日の役割ですけれども、班代表、これは司会進行を行いました。それから、副代表、それから、受付係、報告係、記録係、写真係、それから、マイクや録音については秋山局長と土田さんにお世話になりました。こうして、それぞれ役割分担をさせていただきながら、当日の進行をいたしました。

当日、ご意見をいただきました主な分について報告をさせていただきたいと思っております。まず、加悦会場でございますけれども、議会に対する意見といたしまして、議員が質疑をしているのをテレビで見ていると、非常に詰めが甘いと、もう少し勉強して質疑をやっていただきたいという意見がございました。それから、CATVで生中継なり録画放送をしておりますけれども、

映像を使った質疑をしていただけたらと、つまりは国会でやっているようなパネルでも持ってきながら、十分テレビを見ておる方にもわかるような質疑なり、そういうことで議論を進めていただけたらというふうなご意見がございました。

それから、女性の参加についても、今後、呼びかけるべきだというふうなご意見をいただきました。それから、行政に対する意見につきましては、6件いただいております。ここに記載しておりますので、それぞれごらんをいただきたいというふうに思います。

それから、野田川会場でございますけれども、議会に対する意見です。議会の活動がよくわからない、こういう意見がありました。それから、テレビを見ていてひな壇の方の氏名がよくわからない。それから、議員が質問しておりますけれども、今、何の質問をしているのか、よくわからないので、テロップでも流して質問の中身といいますか、質問要旨をテロップで流していただけたら、よくわかるというふうなご意見はあったというふうに思っております。

それから、議員定数、議員報酬についてもご意見をいただきました。懇談会の開催ですけれども、少し参加が少ないということで、もう少し参加を促すようなことが必要ではないかというふうなご意見だったというふうに思っています。

それから、行政に対する意見については、1件いただいております。

それから、岩滝会場、知遊館でございますけれども、議会に対する意見ですけれども、現場型といいますか、町民の皆さんとの対話や会話をもっと積極的に進めてほしいというご意見がございました。それから、議会の運営ですけれども、先ほども申し上げましたように議会の中継を見ていると歯がゆい質疑応答がされている。もっとしっかりとやっていただきたいというご意見をいただきました。

それから、今回は試行的に懇談会を開催をしたわけですけれども、懇談会を有線テレビで放送をしていただけたらというご意見もあったというふうに思っています。

それから、この懇談会は非常に有意義だということで、今後もぜひ続けていただきたいということだったというふうに思っております。

それから、行政に対する意見につきましては、2件いただきました。それぞれ3会場とも非常に前向きなご意見をいただいたというふうに思っております。当日、即答できない部分もございまして、後日、調べるなりして、皆さんにご報告をさせていただきたいというふうな形で回答をさせていただいた部分もございます。その部分については、6月議会の議会広報の紙面を使って回答といいますか、返事がさせていただけたらなということで、議会活性化特別委員会では意見が出ておりました。

それから、今後の課題としては、この今の懇談会の中の住民の皆さんのご意見の中にもありましたけれども、参加者が少し少ないということもございましたので、もっと参加者をふやしていただくような手だてが必要ではないかというふうなご意見があったというふうに思っております。

それから、アンケートの集計をさせていただきました。このアンケートといいますのは、当日、来ていただいた方に配布をして、そして、終了後に回収をさせていただいた部分でございます。先ほど申し上げましたように参加者54名のうち19人の方から回答をいただきました。内容につきましては、配布資料の件や司会者の進め方、報告者の説明、質疑に対する答弁内容、それから、総合的な評価ということで5項目にわたって、それぞれご意見を拝聴させていただきました。

けれども、95点満点中に65点、70点、あるいは69点とか、非常に評価をいただいたのではないかなというふうな思いでございます。全体的に見まして、このアンケートの内容を見させていただきますと、及第点をいただいたんかなというふうな思いで振り返っておりました。

それから、アンケートの主な意見ですけども、これにも参加者が少ないというふうなことがご意見としてあったというふうに思っております。

それから、議会運営に関する意見や、あるいは行政に対する意見、これは庁舎問題なり道路問題もあったというふうに思っています。それから、その他の意見としては与謝の海病院への要望についてもご意見がありました。こういったことで試行的ではございますけれども、懇談会をさせていただきまして、非常に勉強になったし、よい懇談会ではなかったかなというふうな思いで活性化委員会の中でも反省会といたしますか、議論をしておりました。

先ほども申し上げましたように、今後につきまして集客といいますか、いかにして住民の皆さんに会場にお越しをいただくかということが大きな課題だというふうに思っています。その中で夜間に、前回はさせていただいたわけですが、次回からは昼間ということも十分視野に入れながら、今後、開催日や、あるいは開催日時についても十分調整をしていくべきだというふうな、委員会でのご意見をいただいたというふうに思っております。

それから、ページが打ってないんですけども、最後のほうにつけております当日資料として配布をいたしましたアンケート資料なり、基本条例の概要、それから、アンケートの概要版、それから、議会構成の議員名簿等々については、当日、配布をさせていただいた資料を添付しておりますので、また、ごらんをいただきたいというふうに思っております。

それから、次に、議会活性化特別委員会、先ほど議長のあいさつにもありましたように、構成がえというふうな時期になってまいりましたので、きょうまでの締めくくりといたしまして、報告をさせていただきたいというふうに思っております。この議会活性化を立ち上げました目標でございますけれども、議会の活性化及び改革について調査・検討を行うために委員会を設置いたしました。設置期間といたしましては、平成22年10月4日から本日まで約1年半にわたっていろいろと議論を重ねてきたというふうなことでございます。委員につきましては7人構成で委員会を構成をいたしました。ここには書いてございませんけれども、議長にも毎回オブザーバーとして出席をいただいております。

それから、1枚めくっていただきまして、検討の概要でございますけれども、朗読をさせていただきたいというふうに思っています。

議会活性化特別委員会では、議会の活性化及び改革について、調査・検討を行うに当たり、まず、町民の意向を聴取するためにアンケート調査を実施しました。結果は議会の関心度の高さとともに、多くの方から議会の改革を求める声など、厳しいご意見などをいただき、今後の改革の方向性に生かすことを改めて感じました。また、先進的に議会改革を進めているほかの議会を調査研究するために六つの市町議会へ視察研修を行い、研さんを積みました。さらに試行的に議会懇談会を町内3カ所で開催し、議員18人全員が、それぞれの地域に出向き町民の生の声を聞き、大変有意義な取り組みであったというふうに思っております。

検討の内容でございますけれども、大項目で議会の基本条例、議会の組織、議会の運営、町民参加と情報公開、基本項目の五つの項目について、それぞれまとめといたしますか、方向性を示さ

せていただきました。主な検討概要ですけれども、議員間の自由討議、あるいは反問権の付与、それから、政策形成過程の説明、議会懇談会の開催、議決事項の追加、これが主に検討した内容といえますか、これが一つの与謝野町議会の特徴ではないかなというふうにも思っております。

おおむね一応の検討をさせていただきましたけれども、残り残ったのが議員定数と議員報酬でございます。これは次期の委員会に引き継いで検討をしていただきたいというふうに思っております。検討経過でございますけれども、先ほど申し上げました、平成22年からスタートをいたしまして、23年3月の約5カ月間につきましては、アンケートについてアンケートの項目の調査、アンケートの発送、それから、その集約、それから各戸配布するための仕分け作業、これは概要版の配布を各戸にしたわけでございますけれども、すべて活性化の委員で行いました。これに非常に時間がかかりました。しかし、アンケートをとることによって住民の皆さんの意向といえますか、ご意見が十分把握をできたというふうに思っております。それによりまして議会基本条例に生かすことができたのではないかなというふうに振り返っております。

そのアンケートの集計をしている間にも兵庫県の多可町でありますとか、久御山町議会、あるいは木津川市議会にも研修に行かせていただきました。

それから、検討課題に入りましたのが平成23年5月からでございます。それから約10回の委員会を6カ月間、間に開催をいたしまして、ほぼ検討内容については方向性が出せたというふうに思っております。その結果につきましては、平成23年12月の全員協議会で報告をさせていただいたというふうに思っております。その後、基本条例の検討に入りました。約5回の委員会を開催をいたしまして、基本条例の素案をつくることができたというふうに思っております。そして、3月議会におきましては、基本条例を可決をいただきまして、今後これを推進、あるいは遂行していくために、我々も努力を重ねていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

それから、ページが打ってないですけれども、アンケートにつきましては、無作為に約2,000名の方に町民アンケートのお願い、発送をいたしました。ご回答をいただきましたのが839人、率にしまして41.95%の方からご回答をいただきました。そして、その中にご意見がありましたのが、1,500を超える、いろいろな、私たちに対するご意見をいただいたというふうに思っております。ここに概要版としてつけておりますので、後でごらんをいただきたいというふうに思っております。

その概要版をずっと最後までめくっていただきました、次のページに活性化スケジュールが載っておりますけれども、アンケートをとり終えました後、活性化のスケジュールについて進めてきたわけですけれども、ほぼ予定どおり消化ができたというふうに思っております。

それから、次のページですけれども、検討結果につきましては、要約して記載をしております。大項目の1番、基本条例については、先ほど申し上げましたように3月議会で成立をいたしました。それから、議会の組織ですけれども、議員定数、議員報酬については25年3月までに結論を出していきたいということでございます。

それから、議会の運営については、7項目について議論をいたしました。2ページですけれども、町民参加と情報公開については11項目、それから、基本事項については12項目について、それぞれ議論を重ねてきました。この小項目については、34項目について検討を重ねてまいり

まして、一定の方向性というのが出せたというふうに思っております。その間、30数回の委員会を開催したわけですが、けんけんがくがくの議論をしたこともあります。そして、その中でつい大きな声でお互いに議論を言い合ったというふうなことも、たびたびあったというふうに思っておりますけれども、今になりましたら、一つの思い出ということでございます。

それから、あと議会懇談会の開催要領、それから、議会基本条例、解説つきですが、これにつきまして資料としてつけておりますので、また後でごらんをいただけたらというふうに思っております。

以上でございます。この間、皆様のご協力をいただきまして、頼りない委員長ではございましたけれども、一定の方向性なり結論が出せたというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、残りました議員定数、議員報酬については、次の委員会で議論をしていただきたいというふうに思っております。この1年半、大変、皆さんにお世話になりご迷惑をおかけをしたというふうに思いますけれども、ご協力をいただきましたこと、一言お礼を申し上げまして報告にかえさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

議長（井田義之） 議会活性化特別委員会、大変お世話さまでした。

次に、庁舎問題特別委員会の報告をお願いいたします。

17番、谷口委員長。

庁舎問題特別委員長（谷口忠弘） おはようございます。

それでは、庁舎問題特別委員会の報告をさせていただきます。

3月議会以降で4月25日の日に第10回の庁舎問題特別委員会を開催をさせていただきました。その10回の委員会の報告をさせていただきます。

三つございまして、一つは請願審査ですね、これ第2分科会でやっておりますけれども、その第2分科会の請願の審査についての経過報告をさせていただきました。

二つ目は、あさって、5月10日、第11回の庁舎問題特別委員会、これは同志社大学の真山先生に来ていただきまして、研修会をさせていただくと、これについての打ち合わせをさせていただきました。

3点目は、今後の進め方、これについて委員の皆様方にお諮りをさせていただいたところがあります。

一つ目の請願審査につきましては、これは第2分科会の報告でありますけれども、請願項目、請願事項の大きな第1項目の庁舎は合併協議会での合意事項を尊重し、分庁舎方式を堅持することと、これについて委員各位の意見を求めさせていただきました。委員各位、それぞれのご意見がございましたけれども、ある一定の合意形成とまではいきませんが、一致した意見が見られたところがございますので、その点について、何点かご報告をさせていただきます。

まず、一つ目は基本的には総合庁舎方式が望ましいのではないかというようなご意見が多かったように思います。

二つ目は、総合庁舎方式はいいけれども、やはりこれは支所方式、支所を置くべきであるというようなご意見もございました。

3点目は、この支所機能、これを持たせる場合には住民サービス、これに不便を感じさせないには、どの範囲の窓口業務を行ったらいいか。そういうことについて、もう少し調査・研究を

する必要があると、こういうご意見でございました。

四つ目は、総合庁舎方式といっても全部を一つの建物に入らなければならないということは考えていない。これは防災の面でも、ぜひ必要でありますけども、例えば、教育委員会が別のところにありますとか、これは市などではよくあるケースだそうですけども、例えば、福祉事務所で、これが本庁舎と別の場所にあつて、そこに福祉課があつたりと、こういうケースもございますので、そういう面で総合庁舎方式といっても、全部の部局が一つに入ることではないということを考えるべきではないかと、これは防災の面でもそうだと重要性であります。

それと、第5点目は、職員一人当たりのスペース、オフィスのスペースですけども、これは国の基準ではなしに、もっと詰めた形で考えるべきだと、それと職員削減と同時に機構改革ももっと進めるべきではないかと、こういうご意見、それと関連して、改築費用に3億8,000万円という多額の改築費が見込まれていますが、これは先ほど言った話とちょっと関連しますけども、そんな多額の経費を使う必要はないのではないかと、これは経費軽減につながるということで、ぜひ見直すべきであると、大体、そういった意見が出されたかに思っております。

まだ、ほかにもありましたけども、おおむねそういう意見が出まして、委員各位のある程度の合意がとれたのではないかなというぐあいに思っております。

したがいまして、請願事項とは少し違ったものとなりますけども、請願の審議につきましては、まだまだ、必要があるということで、継続審議ということにさせていただきました。

次に、二つ目でありますけども、あさつての研修会の件であります。これにつきましては、主に今回は地方自治法と今回の本庁舎移転、この問題が、もちろん中心課題になってくるというぐあいに認識しております。そういうことで事前に委員各位から質問をいただきまして、これもう既に先生のほうに事前に送らせていただいております。そういった内容でお話をさせていただけるのではないかなというぐあいに思っております。

皆さんのお手元に当日のスケジュールを配らせていただいていると思っておりますけども、質問も時間がとってありますので、ぜひ当日もお話に対して、もしご異論があるんだったら、いろんな形でご質問いただければなというぐあいに思っております。

それともう一つは、当日は傍聴も受け付けるということでございまして、せっかくの機会でございますので、先生の帰りの電車の都合もございまして、時間の許す限り、委員会が閉じた後も先生のほうで傍聴席のほうから、もし質問があれば質問を受け付けると、そういう形にしております。委員会が閉じた後、そういう形で、時間があればしていただけるということですので、それもお含みをいただきたいなというぐあいに思っております。

それと最後の三つ目はですね、今後の進め方については、当初は二つの請願が出ておりましたので、委員会を9人と9人の二つに分けさせていただきましたけども、一つの請願が取り下げになりましたので、今後は分科会ではなしに委員会で請願審査を行うということに決定をいたしました。以上でございます。

議長（井田義之） それでは、議題に入ります。

日程第4 報告第3号 平成23年度与謝野町水道事業会計予算繰越報告についてを議題とします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） それでは、報告第3号 平成23年度与謝野町水道事業会計予算繰越報告についてご説明申し上げます。

水道事業会計をはじめとします公営企業につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により水道事業管理者から報告を受けた次の議会において繰越計算書を調整して報告することとなっておりますので、今回、報告させていただくものでございます。繰越事業といたしております事業は、第4次拡張改良事業において上水道配水管布設がえ工事を、また、水道整備計画におきまして上下水道配水管移設工事を、それぞれ繰り越ししております。上水道配水管布設がえ工事につきましては、国道178号線の老朽配水管布設がえでございまして、道路通行規制が京都府発注工事と重複したことから、警察支持により着工をおくらせたこと。また、大雪の影響で24年度へ繰り越しとなったものでございます。また、上水道配水管移設工事につきましては、移設原因となりました府道弓の木岩滝線で京都府発注の暗渠工事が繰り越したことに付随して24年度へ繰り越しとなったものでございます。

なお、繰越額に充当する財源は損益勘定留保資金を予定いたしております。

以上、簡単にご説明し報告とさせていただきます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで報告第3号を終わります。

次に、日程第5 報告第4号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

報告を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 報告第4号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の定めにより専決処分したので、その内容をご報告申し上げます。

専決処分の対象となりました事項は1件でございます。平成24年4月5日、午前9時30分ごろ、与謝野町字男山地内の町道山手線におきまして、相手方車両が走行中、老朽化により陥没した町道の穴に右側前輪部がはまるという事故が発生しました。幸いにも運転手にけがはなかったものの、右側前輪側面部が損壊してしまったものでございます。この事故について当方で加入します保険会社と協議しました結果、道路管理上の瑕疵として過失割合を当方が30%、相手方が70%とした上で当町が加入します総合賠償補償保険から、相手方損害額であります1万8,690円のうち5,607円を相手方に支払うことで示談が成立したものでございます。

この示談の協議を受け、地方自治法の定めによりまして専決処分をさせていただき、このようにご報告申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、少し質問をさせていただきます。

ちょっと理解を深めるために総務課長に事故内容について、少しお尋ねをしておきたいというふうにおいます。

今回の、この事故につきましては、軽微な事故で大きな事故に至らなかったということで幸いだったというふうに思いますけども、これを見させていただきますと、今、説明がありましたように、右側の前輪の側部を破損したということは、道路上の中央部分、ここが陥没しておったのではないかなというふうに思っております。ということは、ややもすれば通行に支障が来ず状態になっておったのではないかなというふうに思うわけですけども、非常に、考えようによっては危険な状態にあったのではないかなと、このように考えておるわけですが、そこら辺の事情について、もう少し詳しく説明をしていただけませんかでしょうか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。今、議員がおっしゃいましたように、町道の山手線、ちょうど岩滝の変電所の近くの部分におきまして、一部老朽化しておりました暗渠の部分の補修をさせていただいていたわけですが、その部分が一部老朽化によりましてアスファルト面がえぐられたような状況で破損をしておきまして、今回、えぐられたことによりましてタイヤが、そこにはまってしましましてタイヤの部分が損傷を受けたというふうなことでございまして、今、議員がご指摘されましたように、このまま放置しておく大きな問題になったかもわかりませんし、特に山手線につきましては、この与謝野町の町道の中でも交通量が著しく多いところだというふうに認識をしておきまして、早急に、このことにつきましても補修をさせていただいたというふうな状況でございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 今回の、この事故につきましては、自動車同士の事故ではなしに、私は道路管理上の責任が問われておるのではないかなというふうに思っております。すなわち法律上、その義務に属する損害賠償ということで、これは道路管理上の損害賠償を求められたということだろうというふうに思うんですが、普通考えますと、道路管理上の欠陥で事故を起こした場合は100%、道路管理者が、その責めを負わなければならないというふうに思うんですが、今回の場合は、割に軽微な30%の町の責任と、それから相手方が、その陥没したところにはまられた方が70%という大きな損害割合になっておるんですけども、ここら辺は、どういうふうに私は理解したらいいのか、ちょっと少しわかりませんので、なぜ、この3対7の割合になったのか、相手方の過失が大きかったのか、そこら辺が少しわかりませんので、ご説明をしていただきたいなと思います。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 糸井議員のご質問にお答えいたします。ただいま建設課長から道路管理上の問題を申し上げました。山手線でございます。今回、事故が起きた穴といいますのが、深さが5センチから10センチ、それから、大きさもそんなに大きくないということがございます。これは保険上の過失割、3割、7割でございます。いわゆる運転者の注意義務というのがございまして、一定、この深い穴で本当に前が見えないといったことでなった場合ではなくて、いわゆる運

転者も予測ができたのではないかといたことがございます。

そうしたことから、それを避ける、運転者には義務があるといったこともございまして、道路管理上は大きな100%まで至る瑕疵ではないということが判定されまして、道路管理上は3割、それから、安全運転義務者ということで運転者には7割の過失があると、こういったことございました。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） わかりました。ただどあそこ今、建設課長が、先ほど申されましたように非常に道路交通の、自動車の通行が多い、町内でも場所だというふうに思っております。しかも道路上の老朽化といえ、陥没しておところに事故が発生したということですので、一つ間違えれば、やはり大きな事故につながりかねないということだろうというふうに思っておりますので、道路管理上、管理者としての責任を十分、ひとつ自覚していただきまして、今後、こういうことのないように、いち早くそういったものがあれば修復をしていただいて、万全の道路交通ができるような対策を講じていただくべきではないかなというふうに思っております。

そういった点を指摘しておきまして、質問を終わりたいと思います。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで報告第4号を終わります。

次に、日程第6 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第50号の平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第9号）について、ご説明申し上げます。

この補正は3月30日付で専決処分いたしましたものでございます。今回の補正は3,220万7,000円を追加し、総額を114億8,252万3,000円といたしております。

最初の全科目共通でございますが、おのおのの事務事業の実績見込みなどから不用となります経費につきまして減額をさせていただいておりますが、今回の専決処分につきましては、昨年の12月議会で3月補正予算に係る専決処分の考え方についてお示しをさせていただきました方針に基づき、細かな不用額調整は行わず、いわゆる真に専決処分として必要な経費についてのみ計上いたしております。

それでは、まず、歳出から主なものについてご説明申し上げます。24、25ページの第2款総務費、第1項総務管理費、第11目地域情報推進費では地域イントラネット整備事業で第13節委託料の情報通信機器設定委託料を事業の精査により359万円減額いたしております。第12目有線テレビ管理費では情報連絡施設基金積立金で有線テレビ放送等施設基金積立金を3,500万円追加いたしております。これは有線テレビやインターネットの使用料収入と同施設の人件費を含みます管理運営経費との収支見込みが黒字となることから5年後、10年後に必要となります設備の更新経費の財源として基金積立をしていこうというものでございます。大変多くの

経費が必要になると考えられますので単年度収支見込みから、昨年度に引き続き積み立てを行うものでございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では国民健康保険特別会計繰出金で第28節繰出金を879万6,000円減額いたしております。これは後ほど国民健康保険特別会計でご説明いたしますが、事業勘定では出産育児一時金の実績により175万2,000円、直診勘定では直営診療所の収支見込みから704万4,000円を、それぞれ減額いたしております。第2目障害福祉費、第3目高齢者福祉費は、それぞれの医療費増の実績から合わせて1,850万円減額いたしております。

次のページの第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費では保健衛生総務費一般経費を1億円追加いたしております。簡易水道の統合に向けた財政調整に必要な簡易水道財政調整基金積立分として簡易水道特別会計へ繰り出しを行うものでございます。次に、第2項清掃費、第2目塵芥処理費は廃棄物処理施設管理運営事業で、第11節需用費の修繕料を309万4,000円追加いたしております。野田川最終処分場の遮水シートの修繕を進めておりましたが、あるブロックにおいて破損箇所を特定することができず、ピンポイントでの補修は不可能となったため、新たな補修工法が必要となりました。ついては、それに伴う追加費用が必要となり、また、24年度への繰り越しも必要となったものでございます。

次に、28、29ページの第5款労働費、第1項労働諸費、第4目経済危機対策費では住宅改修助成事業で同補助金を実績見込みから2,000万円追加いたしております。平成23年度申請件数は754件であり、そのうち306件分、5,848万2,000円を次年度へ明許繰越をさせていただきます。次に、第6款農林水産業費は、それぞれの事業実績によるもので、総額で1,622万6,000円減額いたしております。なお、第1項農業費、第3目農業振興費では「命の里」事業で、第18節備品購入費を140万5,000円追加いたしております。これは炊飯食味計を購入するための予算として24年度予算に計上しておりましたものを、京都府からの追加内示があったことにより年度を前倒して購入することとなったものでございます。

次に、30から33ページへかけての第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路維持費では、除雪対策事業で第13節委託料の除雪作業委託料を実績により1,150万円減額いたしております。第5項都市計画費、第2目公共下水道費では、公共下水道費一般経費で第28節繰出金の下水道特別会計繰出金を特別会計での収支見込みから2,433万円減額いたしております。

34、35ページの第9款消防費から、次のページへかけての第10款教育費、第11款災害復旧費については、すべて実績により減額を行っております。最後に14款予備費は892万7,000円減額し、調整いたしております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。16、17ページをお開き願います。第2款地方譲与税から、次のページにかけての第10款交通安全対策特別交付金は、交付決定により追加、あるいは減額いたしております。その中で第9款地方交付税では、特別交付税を2億3,006万4,000円追加いたしております。第11款分担金及び負担金、第2項負担金、第7目教育費負担金では給食センター施設整備負担金を317万円減額いたしております。橋立中学校

をセンター給食に移行するため、給食センターの施設改修、配送車の購入を進めてまいりましたが、それらの事業費の実績に伴い負担割合に応じて減額いたすものでございます。第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第3目衛生費使用料は年間使用料見込額が現在、計上済みの予算額に比べ大幅に追加が見込まれますので、334万3,000円追加いたしております。

次に、19ページからの第13款国庫支出金から第14款府支出金は、いずれも歳出でご説明いたしました各事業の実績により交付決定がございまして、追加、あるいは減額し整理いたしております。

なお、国庫支出金の中で第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金では、合併市町村補助金を交付決定により442万9,000円減額いたしております。平成23年度の交付後における当町の限度額の残高は3,126万6,000円となっております。第7目土木費国庫補助金では市町村道除雪費補助金を1,550万円追加いたしております。本補助金は大雪に伴う除雪経費が膨大になったことに伴い臨時的に交付されるもので、昨年に引き続き交付をいただいております。また、府補助金の中で京都府未来づくり交付金の追加内示があったことから、各種対象事業に充当することとし、総額で1,998万8,000円追加いたしております。そのうち昨年度に引き続き本年度も財政力が脆弱な小規模市町村で行政改革の努力を行っているにもかかわらず、厳しい財政状況にある場合ということで、行財政改革支援等特別交付金で1,703万8,000円、昨年に引き続き雪害経費に対して雪害対策緊急支援交付金で207万7,000円、東日本大震災の支援経費に対して臨時的に設けられた被災地支援緊急特別交付金を22万3,000円、それぞれ追加しております。

次に、20ページ、21ページの第17款繰入金は第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金を1億2,000万円減額いたしております。なお、本予算計上後の財政調整基金繰入額は8,000万円となっておりますが、決算処理におきましては繰り入れをしなくても収支が保てるものと考えております。

最後に第20款町債は総額で7,750万円減額いたしております。既に予算計上してございましたものについて、対象事業費の実績に伴うもの、また、国、府の補助金の充当等により、それぞれ減額するものでございます。

なお、11ページ、第3表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

また、10ページに第2表繰越明許費補正を計上し、追加、あるいは変更いたしております。今回の追加では、第3款民生費では、地域福祉空間整備事業を1,164万円繰り越しております。加悦地域に整備中の地域共生型福祉施設で社会福祉法人よさのうみ福祉会が整備されます、

(仮称)第2野田川共同作業所に地域福祉空間整備事業交付金を交付決定いたしておりますが、町が実施してまいりました造成工事が大幅におくれたことにより本交付金を繰り越しております。第4款衛生費では廃棄物処理施設管理運営事業を530万7,000円繰り越しております。これは、先ほど歳出でご説明いたしましたとおり、野田川最終処分場の遮閉シートの補修において工法の見直しが必要となったことによるものでございます。第6款農林水産業費では、パイプハウス緊急復旧対策事業を837万1,000円繰り越しております。これは今年度の大雪で被害を受けたパイプハウスに対して京都府の補助を受け補助金を交付するものでありましたが、京都府全体としてのまとめに時間を要し、京都府からの内示がおくれたことによるものでございます。

第10款教育費では、中学校施設整備事業を314万6,000円繰り越ししております。加悦中学校に階段昇降機が必要な生徒が入学されることから整備を進めてまいりましたが、建築確認申請手続及び、審査期間に時間を要したことから年度内に完成することができなかったものでございます。また、地区公民館整備事業では249万9,000円を繰り越ししております。これは後野地区公民館の実施設業務において、造成工事後にボーリング調査をする必要が生じたことから翌年度に繰り越すものでございます。なお、変更につきましては、年度内執行見込みの変更によるものでございます。以上が、平成23年度与謝野町一般会計補正予算（第9号）の概要でございます。

ここで本補正予算に関連しておりますので、少しご説明させていただきます。平成23年度の3月補正予算の専決処分におきまして、今後、普通交付税の段階的縮減により逼迫する財源見通しとなることから、計画的に減債基金を積み立てることとし、説明してまいりましたが、今回の専決処分から真に必要な経費についてのみ計上とするため、一定額以上の不用額要求にとどめましたので最終的な収支の決算見込みは把握をいたしておりません。したがって、先ほどの歳入の財政調整基金繰入金も8,000万円を繰り入れたままの予算計上となっておりますが、最初の決算段階では財政調整基金からの繰り入れをしなくて済むように、また、決算に伴う剰余金処理で相当額を逆に財政調整基金に積み立てることが可能になるのではないかとというふうに考えております。

このように専決処分のあり方を是正したことにより、以前は減債基金に計画的な積み立てを行うこととしておりましたものを、今後は決算処理における財政調整基金への積み立てで将来のストックを確保していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本日は提案説明、即質疑に入りますので、ここで議案書熟読のため20分間、10時55分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時55分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

先ほどの提案説明のありました与謝野町一般会計補正予算（第9号）についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、ページ、29ページになりますが、住宅改修助成制度の関連で質問をお伺いしたいと思っています。

まずは、この間、3年にわたって事業が行われてきて、今年の3月の末をもって、一応締め切りということで事業が終えたわけですが、それが3月補正も含めて再度、今回、2,000万円の補正ということで非常に多額な補正になりました。これはそれだけ非常に人気といいますか、好評だったということは当然、言えるわけですが、まず、初めにお聞きしたいのは補助金の総額と、この3年間の補助金総額と、そして、届け出の数字になると思いますが、事業総額、

工事総額と、そして申し込み件数についてお伺いしておきたいと思っています。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。平成21年度から、この事業をさせていただいておまして、3年間で1,701件でございます。対象工事費が3月31日時点で39億959万4,330円でございます。それから、補助金の3年間の総額でございますけれども2億6,469万7,000円でございます。

それから、平成23年度分について、今回、2,000万円の追加補正をさせていただいております。平成23年度では各定例会におきまして補正予算を組ませていただいております。8月補正までの総額が1億500万円ということでございます。3月31日時点の補助金総額が1億1,646万6,000円ということございまして、差し引きをしますと1,146万6,000円不足額が生じるということとなりました。それから、754件のうち年度内に終わったものが448件ございまして、残りましたのが306件というふうな内訳となっております。したがって、4月以降、今、工事のほうをお世話になっておりますけれども、これの平均額を算出いたしますと16万4,309円というふうな補助金になっておまして、20万円を、もしもたくさん出てきますと、お金が足りないというふうなことも生じてまいりますので、いわゆる306件分の補助金の増額分ということで853万4,000円計上させていただいております。2,000万円というふうな数字にさせていただいたということでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 大変大きな事業届け出、いわゆる申請の額だと思うんですけども、事業費総額はほぼ40億円、それから、補助金が、それに対して町の補助金が2億6,000万円、もう少しあるんですかね。申し込み件数が1,700件を超すということなんですが、改めて、これは、まず補助金と総事業費ですね、ここでいう。40億円に対する2.6億円ですね。これは何倍ぐらいなるのかということと、それから、もう1点は利用者の、町内業者は記憶では210件関連業者があるというふうに、私、理解しているんですが、その利用者数は、この制度を利用した業者数は何人になるのか、おおむね何割ぐらいになるのかをお知らせいただきたいです。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。3年間で対象工事費から補助金を割りますと14.77倍というふうな数字になってまいります。

それから、これをお使いになった事業者数でございますけれども、大体、約160社というふうに見込んでおります。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 概要は今、課長の答弁でわかりました。改めて規模というんですかね、この事業自身が非常に大きな規模で、なおかつ、非常に現場の声なんかを何人もの方から相談ではないんですけども、話の会話の中で、この制度を利用したという方に出会いまして、改めて非常に好感を持たれておったということがあると思います。

もう1点は、これ事業的な側面もさることながら、この問題では町長も答弁をなさってましたが、ある大学の機関でアンケートをとって、その分析にかかりたいということで、我が家にも、利用をさせてもらったんですけども、私も、アンケートが届きました。率直に、その数字を出し

たり、お答えさせていただいたわけですが、それが現時点、中間的だろうと思うんですが、まだ、時間がかかると思うので、わかるようなデータとかいうふうな、中間集約でも結構ですが、それがあれば、お答え願えたらと思っています。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。この調査の、アンケート調査を実施をさせていただいておりまして、回収率が50%ちょっと上回るというふうな程度だったというふうに記憶をしております、今、京都橘大学の院生さんのほうで、その集計をさせていただいております。

50%を超えるというふうな回答をいただいておりますので、現在、今、集約をさせていただいておる最中だということをごさいます、もう少し時間がいただきたいというふうなことをお聞きをしております、現在、鋭意まとめについて、させていただいておるというふうな状況でございます。

今、議員が申されましたように、中間報告ができればというふうに思っておりましたけれども、まだ、そこまでもうちょっと至ってないというふうなことでございますので、ご容赦がいただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） まだまだ、中間集約ができないということで、これはいたし方ないわけですが、ぜひ、そのことも含めてですが、今後の、本町では、それこそ中小企業振興条例もできたことで、そのことの考え方というか、視点でも、この分析は非常に欠かせない課題だろうと、非常に教訓的な点がたくさん見受けられるのではないかと考えています。

一方で、これはご承知の方もたくさんあると思いますが、前にも紹介しましたように、業界紙の中でも非常に取り上げられておりまして、与謝野町の、こういう事業ということで各紙が、3紙や4紙でなくて、いろんな業界紙があるわけですけども、そういう業界紙が非常にたくさんるところが取り上げて、この与謝野町の取り組みを評価しています。全国でも、まさに注目された事業だったというふうに、私も思っています。加悦でも取り組みをしたわけですけども、明らかに、これを乗り越えるような需要があったのではないかなという気がしております。ぜひ、こうした教訓を今後に生かして、まちづくりに努めていただきたいなというふうに思っています。終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） それでは、1点お尋ねしたいと思います。27ページの廃棄物の処理施設管理運営事業でございますが、野田川の遮水シートの補修というような形のことで、何か工法が変わったということで309万円、既に執行されたようでございますが、どのような工法でありましたのか、担当課長のお答えを聞きたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） お答えをいたします。先ほど町長のほうから野田川の最終処分場の遮水シートの修繕を進めていたところ、あるブロックにおきまして、破損箇所を特定することができず、ピンポイントでの補修では不可能となったために、新たな補修工法が必要となりましたというふ

うなご説明を申し上げたと思っております。この、あるブロックといいますのが、処分場の周回道路に面しましたのり面のところでございます、そこを当初はピンポイントの補修というふうに説明しておりますけれども、さきの3月議会でもご説明申し上げましたように、自転車のタイヤのパンクの補修みたいな形で、穴のあいたところにパッチを当てて、そこを接着剤でふさぐというふうな工法を当初考えておりました。ところが、ふたをあけたところといいますか、緑色の遮水シートがございますね、あれを34ブロック全体をめくり上げて、そのシートを確認しました。そうしましたら、上部のシートについては異常がなかったんです。試験的に、その上部のシート、二重シートになっておりますので、上部のシートをあけて中を確認しましたところ、普通はないんであろう、その砂が見つかりました。その砂が見つかったということは何らかの形で、上部のシートは大丈夫ですから、下のシートが破けておるといことになるんだらうかと、そういうふうな形の中で補修箇所が見当たらないということでのお話でございます。

補修工法の、新たな補修工法ですけれども、当初は、先ほど言いましたようにパッチ補修でありました。ところが二重シートの下部、それも文教厚生常任委員会でもお話をしたんですけれども、その斜面で小段といいますか、こういうふうな形で、通常は段ができておるところがございます。それが34ブロックでも、こういうふうな形で段になっておるところが、通常はあるんですけれども、それがぴんと張ったような状態、シートがずれたような状態になっておりました。これの症状といいますのが、普通ですと小段の、この段のところの平なところの二重シートの下側に、もう1枚シートを張りまして、その間の部分にはコンクリートを入れて重しにするというふうな格好をとるわけですけども、それが、この段が、もうない状態、こんなふうな状態になりましたので、ここがどうも二重シートの下の重しの部分のシート、この部分が裂けているというふうに考えざるを得んなどということでございます。

そうしましたら、上のシートは大丈夫、下のシートは、ただど大がかりな破損があるということでございますので、この際ですから、それを探すという手も一つはあるんです。もう一つの方法としては、上部のシートが大丈夫ですので、その上にもう1枚、新たなシートを乗せると、ずれ落ちないようにちゃんとすると、小段についても、ちゃんと補修をするというふうな形の工法が二通り考えられるわけですけども、その二重のシートの上に1枚、シートを加えるというふうな工法に今回、変えさせていただきたい。そのほうが手間もですし、費用面でも安くつきますし、そのほうが確実だろうというふうな判断でございます。そういうふうな形の中で、工法を変更させていただいたということでございます。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） お話を聞きますと、なかなか複雑なようなことございまして、せんだつての補正予算のときには何かブロックにエアを入れて、そのエアが抜けるかどうかによって、穴があいているかどうかの確認をするというようなことをお聞きしまして、その穴の補修は、今、課長が申されましたように、上に既に不燃物がたまってますから、掘り起こしてするというのも非常に手間がかかるというようなことで、エアを入れるパイプと、もう一つセメント的なものを投入するパイプが2本ついておるといことをお聞きしておまして、それでコンクリートを、セメント的なものを投入して穴があいたところをふさぐんだと、こういうようなことをお聞きしたと思っておるんですけども、今のお話を聞きますと、何か、そのピンポイントの穴がわかりにくい

とかいうようなご説明だったんですけども、そんなんが、いわゆる計器というんですか、表示盤のほうにあらわれておったものかどうか、その辺のことは、どういうことですか。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 3月の補正予算でお願いした工事の区分から申し上げたら、三つの工事がございました。今、小林議員おっしゃいました、穴があいておって真空状態が保てないというふうなことの中で、埋め立てを既に開始しております二つのブロック、これにつきましては、もう既にごみが埋まっておりますので、それをまた、取って補修するというふうなことは問題があるということの中で、そこにはベントナイトというセメントを入れさせていただきました。それで固めたと、その部分は、もう埋めてしまったという、セメントで固めてしまったということ、それが一つの工法ですね。

もう一つは、のり面ではあるんですが、機器の不良がありましたので、それはもう機器を取りかえるということであれば、その修理ができるというふうなところについては、その機器の交換を行っているということでございます。最後に、のり面の関係でございます。のり面につきましては、まだ、埋め立てを開始していない部分ですので、そこについては、めくり上げて、その補修箇所を見つけて、パンクの修理と同じような形で、パッチを当てるというふうな形の補修をしましょうねというふうなことでお話をしておりました、3月の時点で。実際、あけましたところ今、先ほど申し上げましたように、かなり広い範囲での補修が必要だというふうなことが、めくって初めてわかりましたので、それに必要な工事費を今回の専決補正でお世話になりたいということでございます。ですから、三つの工法、それぞれがありまして、ほかの部分、埋め立てをしておるところにセメントを入れる、その工事は、そのとおり終わりました。あと機械の交換の部分も正常に終わりました。ところが、今ののり面の、この部分については、今、申し上げたようなことの中で今まで考えておりましたパッチでの補修ということでは対応できないというふうな判断の中で、今あるシートの上に、もう1枚シートを乗せるというふうな形の工法に切りかえさせていただくということでございます。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） それでは、今、説明を受けました、いわゆる斜面の分につきましてシートを全面的に張るという工法の代金を、この309万円というように理解させてもらったらいいわけですか。

それと繰越明許費で530万円、繰り越しをなさっておられますけども、これは、いわゆる既に工事が済んだということを申されておられますけども、その530万円につきましては、どの工事が繰越明許というんですか、なっておるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） あまり数字ばかり申し上げて、かえって混乱をしていただくような形ですので、あまりかなというふうには思ったりはするんですけども、順序立ててご説明申し上げますと23年度の3月補正で増額をお世話になりましたのが1,035万1,000円でございます。既に埋め立てをしておりますところにセメントで固めるというふうな工事と機器の交換につきましては予定どおり終了しておるということで、先ほどお話をさせていただきました。これらにかかります工事費が813万8,000円でございます。残り今、今回、繰り越しをせざるを得な

かった残りの金額、この差し引きなんですけども、これが221万3,000円でございます。
この、当初はパッチで修理をしようかというておりました、その部分の工事費は丸々翌年度へ繰り越しをさせていただく。それにプラスして309万4,000円の工事費が必要になってくるということでご理解いただきたいと思っております。

合計が繰越明許費の総額ということでございます。

議長（井田義之） 小林議員。

11番（小林庸夫） せんだって私も最終処分場に持ち込みをさせてもらったんですが、いつも投入する場所で持ち込みできず、下に置いておいてくれという形のことだったんですが、まだ、工事が済んでないと思ったんですけど、もう既に工事は終了したわけでございますか。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 既に3月30日の日に変更契約を結ばせていただいて、工事は、いつでもかかれるというふうな状況ではあるんですけども、今回の工法変更というふうな中で万全を期したいというふうなことの中で、いろいろと打ち合わせを重ねさせていただいておる中で、実際には今まで工事にはかかっておりません。これから、かからせていただくというふうな形でございます。

議長（井田義之） 小林議員。

11番（小林庸夫） それから、もう一つ課長にお尋ねするんですが、いわゆる排水の水質検査のデータを定期的に出しておられると思うんですが、こういったことは一応、幾地区のほうには、そのデータを提供されておられると思うんですが、我々にも、議員にも、そういったものを要求させていただいたら、見せていただけるものなのかどうか、それを最後にお尋ねしたいと思います。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） お答えします。幾地区のほうには毎月、結果が出次第、お届けしておりますので、そちらをごらんになりますか、私どものほうの資料ということでございましたら情報公開の請求をしていただきましたら、私どものほうは、それに応じる形でごらんいただけるのかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 小林議員。

11番（小林庸夫） それでは、この最終の補正で以後は穴があかないことを願って質問を終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

4番、杉上議員。

4番（杉上忠義） それでは、資料の30ページでございます。商工費でありますけども、観光施設の管理費が特定財源から一般財源にかわっております。この要因につきましてお尋ねしたいと思います。

議長（井田義之） 企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。ご質問は30ページの観光施設管理費でよろしかったでしょうか。これについての補正額は、補正計上はないわけですけども、財源の内訳がかわってきておりますので、ここに上がってきているということでございます。これを見てくださいと、国府支出金が若干ずつ見込まれますので計上をし、地方債のところで三角の計上をさせていただいております。その関係で、この特定財源が三角に、合計でなります部分は一般財源をプラス

して、ここで計上をしてバランスをとっているということですので、特に大きな意味はないということをご理解いただいたらと思います。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） これすべて指定管理者制度に指定されている施設でございます。今回のゴールデンウィークの結果も非常に気になるところでございまして、本日の朝刊に舞鶴市は7日付で大型連休の主要観光施設の来場者数をまとめて発表しております。昨年比で5%減、8万2,664人でございます。KTRにつきましては特急列車が昨年より6.2%増の1万518人、特に京都発久美浜行は、橋立号につきましては乗車率が129%の最高を記録しておるところでございます。丹後観光情報センターにお尋ねしますと、こういった入り込み客数につきまして本日が各市町村の締切日になっておるそうでございます。

本町におきましては、こういう把握が数日間でするのでしょうか。

議長（井田義之） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。昨日、照会のほうが参っておりまして、現在、調査中でございます。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） こういう集計ができたり、いろいろなまとめができるという仕組みづくりといいですか、体制づくりが非常に重要だというふうに思っているところでございます。特に観光協会につきましては、話が飛躍しますけども、旧加悦町におきまして、最初、発足いたしました一般町民が会員になっていくという中で成り立ってきたと、こうした旧態依然のまま観光協会が来てますと、例えば、丹後広域観光キャンペーンの取り組みにつきましても、非常にほかの市町村に比べて立ちおけているんじゃないかというふうに思うところでございます。

いいたいのは、ぜひとも観光協会におきまして新しい拠点も旧庁舎ということで、できております。こうした取り組みが積極的にできるような予算も、かなり多額になってまいりました。こうした点を踏まえまして町の行政指導と申しますか、指導が必要になってきているというふうに私は思うんですけども、もうはや夏から秋についてのキャンペーンも企画するところに来ておりますので、ぜひとも観光協会につきましては、積極的な町のかかわりをもって指導し、体質改善を求めておきたいというふうに思います。

課長の見解をお尋ねいたします。

議長（井田義之） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。議員ご指摘のとおり、観光協会組織、まだまだでございます。組織体制、また事務局体制も含めまして、24年度の事業計画、予算なんかも今、観光協会のほうで組み立てをさせていただいております。その辺の中で商工観光課といたしましても、協力をしていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 商工観光課も新しい体制になっておるところでございます。いろいろ事業計画も立てるところでございますので、積極的な取り組みをお願いして質疑といたします。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、23年度の一般会計補正について、まず、企画財政課長に質問をいたします。

提案説明の中で詳しくお聞きをいたしました。3月補正の折には最終的には財政調整基金からの繰り入れをしなくても済むのではないかという見通しを述べておられました。当初、これ見た場合に8,000万円残っているということで、ちょっと不安を持ったわけですが、今回の事業精査と今後の事業精査によって、それがなくなるということの見込みが、町長から説明されたので、ちょっと安心をしているところですが、23年度の、いわゆる1年間の事業の財政状況について、もう少し質疑をさせていただきたいと思います。

まず、特別交付税が、これで確定したわけですが、これについては当初の予測どおりということでしょうか。

議長（井田義之） 波江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。特別交付税につきましては、今回、約2億3,000万円追加で計上をさせていただいております。

3月の定例会の際に内示がございまして、即刻、議会で報告させていただきましたが、最低、この程度いただけないだろうかというふうに思っていた額については、そのとき内示をいただいたということも申し上げましたとおり、大変ありがたくちょうだいできたというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） その他の歳入の調整と歳出の調整等々は、予定どおりといたしますか、予定の範囲内でおさまったのか、先ほどの最終処分場の変更等々が予定の中に入っていたのかどうかわかりませんが、それについて全体的に課長の見解をお聞きしておきたいと思います。

議長（井田義之） 波江課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。財政調整基金をとってみますと、なおまだ8,000万円の取り崩しを行う予算のまま計上をさせていただいております。

今回、1億2,000万円の取り崩しをやめる計上をさせていただきましたが、なお8,000万円に届いてないということがございます。この点につきましては、何とか専決補正予算の不用額の見出しの中で、何とかこれも解消したいなという思いがございましたが、他の補正要素もございまして、3月末の専決補正時点では、これが全額解消するという点にはならなかった点におきましては、少し見込みより厳しい専決補正になったかなというふうに思っているところでございます。

今回、この専決補正のあり方を見直しをさせていただきまして、従来、細かな不用額まで計上させていただいておりましたことによって、不用額の集積が、そこそこございましたので、それで、従来のやり方ですと、その残る8,000万円についても、もう少し解消できたかなというふうには思いますが、今回、このような専決補正のあり方に是正をさせていただいたことも相まって、このような形になったかなと思っております。

押しなべて申し上げますと、間もなく決算を迎えていきますけれども、やはり非常に厳しい状況は変わらないというふうに実感をいたしております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 新たな補正要求等があつて厳しい状況だという見解ですが、そのうちの 하나가先ほどありました、住宅改修の助成制度など、事業が、積極的に取り組まれた効果が大きく上がったということに基づく新たな補正だというふうに思いますが、そういう問題もあつたんだろうというふうに思います。

それで、25ページの情報連絡施設の基金積立金についてお聞きをいたします。これは、説明では使用料と管理費などの支出の差額で、これだけの、いわば黒字が出た分を基金に繰り入れるということの説明だったわけですが、改めてお聞きしますが、この3,500万円分というのは、いわゆる持ち出しで上積みをしたということではなしに、これはすべて黒字分ということによろしいでしょうか。

議長（井田義之） 波江課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。ただ、決算が今からでございますので、きちっと決算が済んだというわけではございませんが、原課のほうで、このテレビ事業の収支の見込みを、決算の見込みを立てていただきました中で、最終的に黒字が見込める額が3,500万円程度は出てくるであろうということがございましたので、今回、将来のストックとして、この専決補正において、その収支の黒字が見込める額、3,500万円を計上させていただこうということにしたということでございます。

昨年度も同様に2,000万円を計上させていただきまして、やはり今後もいろいろと経費のかさむ事業でもございますので、この際、将来のストックとして、そのようにさせていただこうということで、あくまで見込みではございますけれども、年度内処理をさせていただいたということでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 大変厳しいという決算見込みの状況の中にあつて3,500万円という、いわば多額の金額を将来に向けた財政確保をされているという点で、非常に評価できるなというふうに思っております。これについては、以前にも取り上げられてました、この有線テレビの内容がさらに充実される、あるいは職員体制が充実される。そういう取り組みの中でいかせていただきたいというふうに思っております。

もう1点は、27ページの簡易水道に対する繰出金が1億円確保されています。これについて質問いたします。

今までの、今回の補正の前に2億5,326万6,000円の繰り出しがあつたのに加えて1億円ということですが、この1億円を繰り出す前の、この金額というのは、どういう金額だったのか、その中身についてお聞きしたいんですが、簡易水道というのは、いわゆる人口規模が少なく、その割に面積が広くて、通常でいえば、運営が大変困難ということで、交付税算入等々の形をもって成り立つということが国の法制度で進められている事業ということで、毎年、そういう一般会計からの繰り出しが求められるのが簡易水道事業だというふうに思っております。

そういう一般会計からの繰り出し基準というのが示されているわけですが、それに基づいて必要な額が、この2億5,000万円のときに、既に確保されていたのかどうか、それをさらに上積みで1億円出されるのか、その点についてはいかがでしょうか。

議長（井田義之） 波江課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えをいたします。簡易水道への繰出金を今回、1億円計上をさせていただいております。これにつきましては、昨年の同時期にも、この場でお答えをさせていただいた経過があるかと思っておりますけれども、あくまで今後、平成28年度の上水道への統合に向けまして、水道の財政計画を有する中で、平成23年度につきましては、約2億円の臨時的な積み立てをしていこうということを計画として持っておりました。

そのうち年度途中で1億円、既に計上をさせていただくことができっておりますので、あと1億円、今回の専決で、まず、繰出金に計上させていただいたということでございます。

来年度も同様の考え方で、平成28年度の水道の財政見込みの財政調整基金の目標額として7億8,000万円程度を見込んでおりますので、それに向けて来年度も積み立てを行う計画を持っておりまして、そのような一環で本年度も、このような措置をさせていただいたということでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 専決補正でされている中身なので、詳しくは、また改めて、次の議会のときに質問したいと思っておりますが、簡易水道については、この間といいますか、旧野田川町時代含めて多額の事業をやってまいりまして、その間、一般会計からの繰り出し基準に基づく繰り出しがされるべきところが、されてないという期間が、かなり長く続いてきた中で、このままで大丈夫なのかという不安を抱えながら、私自身もきょうまできたという経過があります。

そういう中で、いわば水道料金を大幅に上げざるを得ない状況があるということも、つい最近お聞きをいたしました。そういう点では、そういう過去の計画を踏まえて、いわば水道料金というのは非常に大事な生活の部分の占めるものですから、いわゆるそういう大幅な値上げにならないために、必要な基金の積み上げということに今の課長の答弁がなっているのかどうかというのが、その目線から取り組まれているのかどうか等々についても、改めて質問したいというふうに思っています。

今回の補正で、とりあえず1億円の予定されている部分、必要な額を確保していただいたというのが、そういう厳しい中でもしていただいたということについても評価をしておきたいというふうに思っています。こういう内容を含めた財調からの繰り入れ8,000万円が残っているということでございますので、厳しいと言われましたが、本来的な厳しさという意味ではない、そういうきちとした財源対策等々をされての厳しさだというふうに受けとめたらよろしいかと思うんですが、どうでしょうか。

議長（井田義之） 波江課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。今、議員、ご指摘のように、これまで繰り出し基準に届かない繰り出ししかできてなかったという過去の経緯と、それから28年度に向けて、上水道に統合していかなければならないということと。

それから、やはり大幅な水道料金の値上げということにはならないように、できるだけ努めなければならないというような点を配慮しつつ、水道課のほうと協議をさせていただいて、一定の臨時積み立ての目標というものを持たせていただいたということでございます。

財政としましては、やはり厳しい決算を迎えようとしておりますけれども、今、言われましたように、まず、水道への繰り出しというものについては、一般会計の財政調整基金を残しながら

も、取り崩しを残しながらも、そちらを優先させていただいたというのは、先ほど、今3点ほど申しあげましたことへの配慮というふうに受けとめていただければありがたいと、このように思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） それでは、次に、住民環境課長に、先ほどの廃棄物処理の問題で、ちょっと時間がありませんが、質問をしておきたいと思います。

今回、問題になった、新たな工法が必要になった斜面のシートですが、これも野田川の最終処分場の特徴である、破れた場合に水が入ったら警報が出てわかるシステムということで、そこが破れているということがわかったということによろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） お答えいたします。今回の補修の部分につきましては、すべて昨年12月の真空検査の点検時に見つかった部分でございます。一部は、機器の装置の異常が1カ所ありましたけどもということでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） その部分は、先進的な機能が発揮されて破れがわかったということですが、今回の工事の内容を聞いてみますと、上にシートをかぶせるということは、今後は、それがわからないという、そのシートと当然上部のシートはパッチといいますか、張って補修されたのですが、その上にもう1枚敷かれたわけですけども、もしこれが2枚とも破れた場合にわからないということになるというのではないかと思いますか、それはどうでしょうか。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 議員おっしゃるとおりです。その真空状態といいますか、袋構造まで、今回の工事は考えておりませんので、それにつきましては、まだ埋め立てをするのに、そこまでいくのに相当時間があるというふうな中で、今後、追って考えていきたいというふうなことでございます。

最終処分場の構造基準自体は、二重シートにしないよということでございます。ですので、二重シート、今あります二重シートの下部のシートは破損しておられるかもしれないけども、上部のシートは大丈夫だよということの中で、もう1枚シートをかぶせるというふうなことでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） そういう場合の対処法として、先ほど言われたベントナイトを入れて固めることが一番安全性が高いシート構造になるということで作られているんだというふうに思うんですが、そういうことを今回しないで、上にシートをかぶせたというのは、とりあえずそれが安い工法だから、今現在は、そこにごみが捨てられない場所だからされたと。

将来的には、そこにいくまでの間に、そういうベントナイトを注入するのか、新たに違う方法が見つかるかもわからないということで探し続けるのか、そういう形で進める。とりあえず今回やるのは、そのままずっと行くということではないことによろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 最終的な方法というのは、ベントナイトを入れるという方法に尽きるだろう

というふうに思っております。

それから申し上げますと、今回のブロックについては、そういうふうにしたいんですけれども、いかんせん二重構造ということの中では、埋め立てて、いうたら上に何か乗ってないと、セメントを入れても膨らむだけというふうなことになってしまいます。そういうふうなこともありまして、埋め立てが始まってからでないと、そういうふうなこともできないというふうなことの中で、とりあえず今のところは構造基準にあった形の二重シートにしておくということでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） その部分の埋め立てが始まれば一番安全なベントナイトを注入するということがよろしいですね。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） それは、それまでにいろいろと検討もさせていただく中で一番最良の方法を考えていきたいなというふうに思っております。

その中で、一番最良な方法というのは議員おっしゃるようなベントナイトを入れるというふうなことに尽きるのかなとは思ってはおりますけれども、また、その節に検討をさせていただくというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 現状では、その部分が警報が出続けるということになりますね。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 警報自体といいますか、半年に一度、その真空検査を行います。その際には当然ながら、その部分については、異常が出てくるということでございますので、そこについては、もう最初から異常が出ることはわかっておりますので、その部分については点検はしないというふうなことになるかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） そういう警報がずっと出ることがわかっていると、どうしても人間というのは、それに対応して甘くなる分がありますので、それは十分安全な施設として運営し続けていただくようによろしく願いして、質問を終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第50号を採決します。

本案について、原案のとおり承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度与謝野町一般会

計補正予算（第9号）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第7 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第51号の平成23年度与謝野町簡易水道特別補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

この補正は、3月30日付で専決処分いたしましたものでございます。今回の補正は9,139万1,000円を追加し、総額を11億7,709万9,000円といたすものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

14、15ページをお開き願います。第1款総務費、第2目財産管理費は、基金積立金で財政調整基金積立金を1億円追加いたしております。先ほどの一般会計で申し上げましたように、平成28年度の上水道への統合に向け、財政調整を行うこととし、財政調整基金に積み立てることとしております。第2款維持管理費は、第15節工事請負費で、支障物件移設等が発生しなかったため、不用額を275万円減額いたしております。第3款改良費は、事業精査や請負減によりまして、総額で766万2,000円減額いたしております。第5款予備費は223万4,000円追加し調整いたしております。

以上が歳出でございます。

次に、12、13ページの歳入についてご説明申し上げます。第6款繰入金は、先ほどの歳出でご説明いたしました財政調整基金への積立金、財政調整分として1億円を一般会計から繰り入れることといたしております。第8款諸収入は、下水道関連排水管布設がえ工事費補償金等を実績により、総額で417万8,000円減額いたしております。第9款町債は、各工事請負費の請負実績により総額で400万円減額いたしております。

なお、7ページに、第3表地方債補正を計上し同額を変更いたしております。

また、6ページに、第2表繰越明許費補正を計上し、変更いたしております。今回の変更は、加悦簡易水道施設整備事業の取水施設の用地取得におきまして、土地所有者との交渉に時間を要したため、同施設工事の年度内完成が困難になりましたので、工事請負費1,096万円を追加し、総額5,151万5,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。

以上が、平成23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第51号を採決します。

本案について原案のとおり承認することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第4号))は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第8 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第4号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長 (太田貴美) 議案第52号の平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

この補正は、3月30日付で専決処分いたしましたものでございます。今回の補正は3,233万円を減額し、総額を17億7,990万4,000円といたしております。

まずは、歳出からご説明申し上げます。

13、14ページをお開き願います。第2款維持管理費は、宮津湾流域下水道排水負担金など、すべて実績により公共、特環合わせて総額で1,605万3,000円減額いたしております。第3款事業費、第2目流域下水道事業費は、宮津湾流域下水道事業建設費負担金を実績により公共、特環合わせて総額で1,469万4,000円減額いたしております。第5款予備費は19万円減額し、調整いたしております。以上が歳出でございます。

次に、11、12ページの歳入でございますが、第5款繰入金、第1項一般会計繰入金は公共、特環の収支見込みから総額で2,433万円減額いたしております。第8款町債は、公共下水道事業債を690万円追加するほか、流域下水道事業債を1,490万円減額するなど、それぞれ事業実績により追加、あるいは減額し調整いたしております。なお、6ページに第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第4号)の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 (井田義之) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (井田義之) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第52号を採決します。

本案について、原案のとおり承認することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第52号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第4号))は、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後1時30分)

議長(井田義之) 休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

日程に入ります前に、皆さん方のお手元に全員協議会の案内を配付させていただいております。本会議終了後、全員協議会を開催いたしますので、お知らせとご協力をお願いしておきます。

日程第9 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))を議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第53号の平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明を申し上げます。

この補正は、3月30日付で専決処分いたしましたものでございます。今回の補正は、事業勘定の補正では1,715万円を減額し、総額を30億3,168万2,000円といたしております。また、直営診療所勘定は311万5,000円を減額し、総額を1億586万8,000円といたしております。

まず、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。第2款保険給付費、第1項療養諸費から第4項出産育児諸費までは、すべて事業実績による調整で、保険給付費総額で6,067万円減額いたしております。

次に、14、15ページの第12款予備費は4,405万6,000円追加し、調整いたしております。

以上が歳出でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。第4款国庫支出金、第1項国庫負担金及び第2項国庫補助金につきましては交付決定、概算交付により追加、あるいは減額するもので、総額で4,864万6,000円追加いたしております。第5款療養給付費交付金、第1目療養給付費交付金は、退職被保険者等療養給付費交付金を交付決定により219万5,000円追加いたしております。次に、第7款府支出金、第2項府補助金は、普通財政調整交付金を療養給付費の実績から730万8,000円追加するほか、特別調整交付金を交付決定により1,645万3,000円追加いたしております。

第10款繰入金、第2項基金繰入金は、財政調整基金から繰り入れ予定であった9,000万円をすべて減額いたしております。これは、療養給付費が見込みよりも低かったこと、国、府からの調整交付金等が多く交付されたことによるもので、中でも療養給付費等負担金につきましては、療養給付費実績見込みから交付されている概算交付であり、1月から3月の療養給付費の支払い実績が余り伸びなかったことを考えますと、平成24年度において精算調整の上、国に返還する必要が生じるものというふうに考えております。そのため23年度につきましては、一時的に基金からの取り入れをせずとも決算が打てる見込みとなりましたが、決算収支については繰越

金として翌年度に繰り越しし、24年度予算に計上する返還金の財源として確保しておく必要がございますので、以前から申し上げておりますとおり、非常に厳しい財政状況に変わりはございません。以上が事業勘定でございます。

次に、直営診療所勘定につきまして、ご説明申し上げます。

24、25ページの歳入をお開き願います。第1款診療収入、第1項外来収入は、収入見込みにより330万円追加いたしております。第2款サービス収入、第1目居宅介護サービス費収入は、訪問リハビリテーション費収入を、実績見込みにより100万円追加いたしております。第5款繰入金、第1項一般会計繰入金は704万4,000円減額し調整いたしております。

次に、26、27ページの歳出についてご説明申し上げます。第1款総務費、第1目一般管理費及び第2款医療費、第3目医療用衛生材料費は、それぞれ実績により医師報酬を111万5,000円、医薬材料費を200万円減額いたしております。

以上が、平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し採決を行いたいと思います。

ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第53号を採決します。

本案について原案のとおり承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第10 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町税条例の一部改正について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第54号 与謝野町税条例の一部を改正する条例につきまして、専決処分を報告し承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、平成24年法律第17号等が平成24年3月31日に公布されまして、平成24年4月1日から施行されたことに伴い与謝野町税条例の一部改正を即日実施する必要があるとあり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めます。

改正内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議、ご承認をいただ

きますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） それでは、私のほうから議案第54号 与謝野町税条例の一部を改正する条例につきまして、先ほど町長から専決処分報告があり、その承認を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等が平成24年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、与謝野町税条例の一部改正を即日実施する必要が生じました。今回の地方税法等の一部改正により、町民税につきましては寡婦控除の適用が、申告をせずとも、公的年金等支払い報告書等により可能となるものでございます。

固定資産税につきましては、新築住宅に係る減額措置を平成25年度まで2年間延長するものでございます。また、土地に係る負担調整措置を、原則として、現行の仕組みを平成26年度まで3年間延長するものでございます。さらに、住宅用地の6分の1特例等も現行を継続するものでございます。さらにまた、図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団法人に係る固定資産税の非課税措置を追加といたしております。

それでは、資料の与謝野町税条例、新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。

1ページのところでございます。まず、36条の2では、町民税の申告につきまして、公的年金等支払報告書の提出で男性及び女性の寡婦、これの控除を可能にしております。

次に、2ページになりますけれども、附則第10条の2でございまして、こちらで地方税法の施行規則の項番ずれを修正しております。同様に附則第11条でも項番ずれの修正等、固定資産税の特例に関する用語の意義を平成26年度まで延長をする見出しの修正をしております。

次に、3ページのところでございますけれども、附則第11条の2では、土地の価格の特例を平成26年度まで延長しております。これにつきましては、地価が下落している場合、評価が3年に一度の評価がえでは、適正な地価を上回る場合が生じることもあるため、特例として評価がえ以外の都市でも評価額を修正することができるというものでございます。

次に、4ページでございます。附則第12条のところでございます。住宅用地、商業用地、それから附則第13条、これにつきましては7ページになりますけれども、こちらで農地に係るそれぞれの負担調整措置を平成26年度まで延長しております。

次に、8ページのところでございますけれども、附則第15条、こちらで特別土地保有税の特例を、平成26年度まで延長しております。それから、次に附則第21条の2のところでございます。9ページのところでございますが、図書館、博物館、幼稚園を設置する、一般社団法人に係る固定資産税の非課税措置を追加しております。

次に、10ページのところでございますけれども、附則第22条の2のところでございます。東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を追加しております。次に附則第23条のところでございます。11ページになります。適用される法律の修正と項番ずれを修正し、読みかえ規定の第2項を追加しております。施行期日につきましては、町民税の申告の簡素化を除き、平成24年4月1日からとっております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第54号を採決します。
本案について、原案のとおり承認することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町税条例の一部改正について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第11 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第55号 与謝野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分を報告し承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日公布、4月1日施行されたこと等に伴い、与謝野町国民健康保険税条例の一部改正を即日実施する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

その改正内容につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） それでは、議案第55号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、議案資料でご説明申し上げます。

議案資料の13ページをお開きいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。先ほどの税条例の改正の中にもございましたが、今回の改正につきましては、附則に第22項といたしまして、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を追加するものでございます。具体的内容について説明させていただきますと、災害に係ります土地、住宅用の敷地売却による譲渡所得の特別控除3,000万円が適用される譲渡期間につきましては、通常3年でございますが、東日本大震災につきましては、被害の状況が余りにも甚大であるというふうなことを考慮されまして、今回の地方自治法の改正により7年に延長されることとなりました。

したがって、当町におきます国保税の算定に係ります所得計算にも、この特別控除を適用するよう、条例の改正、附則の追加といたしまして、改正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。十分ご審議いただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思います。
ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第55号を採決します。
本案について、原案のとおり承認することに賛成議員の起立を求めます。
（起立全員）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第12 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町財産区管理委員の選任について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第56号 与謝野町財産区管理委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

各財産区管理委員につきましては、与謝野町財産区管理条例第3条の規定に基づき、当該財産区の区長から推薦されたものについて、議会の同意を得て選任していますが、金屋財産区及び明石財産区において、平成24年3月31日付で一部の前任者が任期満了に伴い退任し、平成24年4月1日付で金屋財産区及び明石財産区の区長から推薦されたものを、金屋財産区管理委員及び明石財産区管理委員として選任し、平成24年4月1日付で専決処分させていただいたものでございます。

各氏とも、人格高潔で最適者としてふさわしく、議会のご同意を賜りたく存じます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論を省略し採決を行いたいと思います。
ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） これより議案第56号を採決します。
議案第56号について、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 専決処分承認を求めることについて（与謝野町財産区管理委員の選任について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第13 請願第4号 与謝野町入札制度に対する請願書を議題とします。

本案については、総務常任委員会に付託しておりましたが、委員長から請願審査報告書が議長に提出されております。

本案について、委員長の報告を求めます。

15番、勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） それでは、平成23年11月21日に与謝野町入札制度に関する請願が出されまして、23年12月1日の本会議におきまして、本委員会に付託をされました請願書につきまして、審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告します。

受理番号4番、付託年月日23年12月1日、件名、与謝野町入札制度に対する請願書、審査の結果、採択をすべきもの。委員会意見、別添資料、裏側のページでございます。

まず、審査の経過につきまして申し上げます。平成23年12月1日に本委員会に付託をされまして、12月8日に委員会を開催をいたしまして、付託された案件について、審議を行いました。今会期中の審議は、これで終了しまして、継続審査、このような扱いといたしております。

平成24年1月16日になりまして、委員会を開催し、請願者及び紹介議員に出席をいただき、意見を聞いた上で審議を行いました。

平成24年1月31日、委員会を開催し、与謝野町の入札会の見学を、現状どのようにやられておるかということを一一定、共通認識にしたいということで見学をしまして、審議を行いました。

平成24年2月22日、委員会を開催し、与謝野町入札制度と現状等について関係課長から説明を求めました。

平成24年3月28日、本会議において継続審議の続きをしております。

平成24年4月19日、委員会を開催をいたしまして、丹後土木事務所におきまして、京都府の入札制度についての現状と、あるいは考え方について研修を受けました。そして、当日、委員会を行いました。審議を行った後、採決を行いました。

委員から出ました主な意見は、地域貢献度の評価度合いを考慮した競争入札の実施をすべきである。最低入札予定価格の事前公表は廃止すべきである。これは、競争性の確保、積算せずに入札ができる、業者にも勉強してもらおうと、こういったことだったかと思っております。最低制限価格の見直しについて、常に取り組む姿勢は大切である。業者・納税者、両方の視点から、最低制限価格の見直しについては取り組むべきであり、課題である。非公表は否定的な考え方である。運任せ入札になっているということが問題で、根本的な解決には全公表してもならないのではないか、全公表を廃止しても根本的な解決にはならないのではないか。請願趣旨の公表は行政の保身ということには賛成はできない。それから、部分採択とすべきである。

いろいろな意見が出されました。その結果です、採決をしまして賛成多数で採択すべきもの

と決定をいたしました。全員賛成ということではなかったということを申し上げておきます。

特に、今回の委員会では、幅広い意見をいただきたいと。それから、3月の本会議の中で総務常任委員会に所属されております2名の議員から、この入札制度についての一般質問がございました。そうしたことを踏まえまして、丹後土木事務所に出向いて、勉強をさせていただくなど、可能な限りの一応、情報の入手はできたかなと、このように思っております。

そういったことで採決をさせていただいた、このような決定をいたしました、このことでございます。以上です。

議長（井田義之） ただいまの勢旗委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、杉上議員。

4番（杉上忠義） 請願の審査につきまして、お尋ねします。

まず、紹介議員にもお尋ねしたんですけども、この3事業所の方だけで出されたという理由は、理由と申しますか要因と申しますか、その委員会でわかったんでしょうか。

議長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） 委員会では、そういったご意見もございましたが、三つの会社でなぜしたかと、そういうことについての、特に求めたと、強く求めたということはありません。意見はありました、委員の中から。全体のものにしたらよかったとか、そういったことはありましたけれども、なぜこれだけだという、そういうことは我々から求めてはおりません。

議長（井田義之） 杉上議員。

4番（杉上忠義） 例えば、きのうの時点で与謝野町商工会の建設業部会が、161事業所の方が活動されております。その中に土木業部会が29事業所、建築部会が94事業所で、商工会において活動をされてるわけですね。

例えばですね、こういったところでの議論があったか、なかったか、確認されたんでしょうか。

議長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） それはあったというふうには聞いておりません。

議長（井田義之） 杉上議員。

4番（杉上忠義） 今、委員長からの説明にもありましたように、本会議におきまして副町長からの答弁では、例えば、個別の業者の方のお話は、なかなか難しいけれども、例えば与謝野町商工会の建設業部会の代表者が与謝野町に来られまして話し合いをするのは、いつでも用意をしているという答弁だったと思います。

こうした点を踏まえますと、この請願が、なかなか本町議会にはなじまないのではないかと、私は思うんですけども、委員長の見解はいかがでしょう。

議長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） 杉上議員さんおっしゃるように、副町長さんのほうから、そういうお話はございました。しかしながら、これは請願を、どなたがどの規模でされるかということも、これも憲法に保障されたことでございまして、私どもが、これでなければいけないとか、そういうふうなことでお諮りをしたことはございませんし、こうでないといけないというふうなことで強く申したこともございません。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） きのう、商工会の事務局にお尋ねしますと、今回、役員改選の時期に商工会も当たっておりまして、事務局長も交代されました。その中で、こういった入札問題も真剣に協議をしていかないかんといい方向は持っておられますので、私はできたら副町長の答弁でありましたように、例えば商工会の建設業部会では真剣な議論がされることを望んで、私の委員長に対する質問は、以上にしたいと思います。

議 長（井田義之） 答弁する。

勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） 私もですね、仮に商工会が、そういった音頭がとられて、やれるということについては、これは非常に結構だし、そういうことでよくまとまればいいなど、これは思いますが、この請願とはちょっと私は別だと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

4 番（杉上忠義） ありがとうございます。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私も紹介議員さんから、ここ本会議で論議やったときにお尋ねしたんですが、紹介議員さん自身もおっしゃっているように、これにかわるいい制度があるかと言われると、わからないというニュアンスだったと思うんです、ないというかね。

今回、これを採択したわけですね、経過を、今、報告がありましたように、部分採択の道もあったんじゃないかということ、委員さん、どなたか言ってるわけですね。それをやめて賛成か反対かの決をとったというわけですね。この点で、私が疑問になるのが、全部突っ込んで言いますが、今、こういう入札制度が、今の制度よりも、よりまし、明らかに前進した制度があるというような論議は、総務委員会の中でされたのかどうか、そういうことが見えてきたのかどうかあたり、そのもとでないとこういう決はとれないというふうに思うんですね。

議 長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） 私としては、委員会としてね、こういう方法が一番ベター、あるいはベストだということの意見は聴取しておりませんが、一応、私はきょうまでの議論の中で、それぞれの何人かの委員さんは、大体こういう方向だなということ、私は見ていただいたんじゃないかと、こういうふうに思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この方向だなというのを具体的に教えてください。

議 長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） それは、発言として受けとめておりませんので、そのことについては、まだ、今申し上げることはできませんが、いずれ、この議会の中で、それぞれが、こうあるべきだということを私は提案をされると、このように思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今も言いましたように、もうたくさんするつもりはないんですけど、今言いましたように、賛否をとったわけですね。項目が幾つかあって、幾つかの選択肢で部分採択を求め

てたのではないかと思うんですよね。しかし、そういう決め方でなくて、一括して賛否をとったと、こういう形ですよね。そうすると、この今、全体、賛成になったという報告なんですけど、採択されたという報告なんですけども、そのことは少なくとも、今のやつよりもいいという評価になりますよね。委員長の答弁がなかったんで、あえてその点をはっきりさせると、その点はどう理解したらいいんでしょう。

議長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） 部分採択ということの意見をいただきました中で、いわゆる今の最低制限価格の事前公表ということをやめるということは、これは公表を原則としるところから外れるのではないかと、そういう見方もありましたね。公表をできるだけオープンにするということから外れると、こういう意見もございました。

それから、もう一つは、どこまでいっても、この中に書いてありますような運任せ入札という部分があったわけですが、この部分は、どこまでいっても、これはついて回るのではないかと、そういったご意見もございました。そういうところから、これはやっぱり全部、これを採択すべきものということでは、ちょっとぐあいが悪いのと違うかなと、こういったことだと思っております。その中でこれがあるかということではなしに。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう1点だけ最後に聞いておきたいと思います。

今、答弁の中で、くじ運の問題が出ましたですね、どこまでいってもくじ運になるというような話も出たんですけども、くじ運を初めから、それがあきではないわけですね。それなりの条件のもとで、結果的にそうなる、くじとか、運とかいう世界はね。それは結果論であって、経過そのものを、どう評価したかというのが非常に大事だと思うんですね。今の制度でいうと。その点での協議はもちろん総務委員会の中では共通、共有された、認識は、今の制度に対する入札制度の認識を、その点ですよ、今。結果的になってる、その経過として、こういうことは、そういう意味なんだなという共有はできたと、こういうことですか。

議長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） それぞれの委員さんで、例えば、部分的に採択する方がいいというご意見も踏まえて、それは皆、共有をしていただいたと、あるいは共有はできたと、このように私は思っておりますけど。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

3 番、有吉議員。

3 番（有吉 正） 委員長に質問いたします。

部分採択をすべきだというようなご意見もあるわけなんですけど、このどの部分を採用して、どの部分は採択すべきでないということの意見なのか、お伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） 今回の請願事項というのは、いわゆる事前公表の見直しですね、事前公表というのを見直すと同時に、最低制限価格というものの事前公表について請願が出されました。そのことについて、いろいろ勉強していただいた結果ですけども、部分採択すべきであるという

のは、いわゆる先ほど言ったように、これは全部、このことをおっしゃっていることが、全部賛成ではありませんよと、だから、これを全部採択ということになりますと、いうたらちょっと私の志とは違うと、委員さんとすれば、そういうことだったと私は思っておりまして、したがって、全員が一致して、これだったということでは、その受けとめ方は、ぐあいが悪いですよという意味があったと、こういうふうになっておりますけども。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 具体的に、それをお伺いしたかたんですけども、どの部分が採択すべきで、この部分は採択すべきでないというご意見だろうと思うんです。その点について、再度わかれば、お伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） この審議の中では、部分採択ということというふうな言い方をしておりますけれども、しかしながら、はっきりこれはいいと、あるいはこれは悪いと、こういう位置づけで採決をしたいということではないもんですから、そのところをちょっとご理解いただきたいんですけどね。

例えば、こういうふうな言い回しをいただいておりますよ、例えば、現行の入札制度は行政としての保身でありますと、こういうふうに書いてあるんですが、しかし、この趣旨には賛同できませんよと、これも認めるということになると、全部ということになりますから、したがって、そういう部分、それから、どういいますかな、業者の抱えていらっしゃる悩みや、あれを聞きますと、必ずしも、ここに一致してない部分もありますよということで、したがって、そういうところから、これを全部3名の方が請願をされたから、これで認めていくということにはちょっとならないんじゃないかなと、そういう意味で部分採択という意見になったと思っておりますけど、ちょっとわかりづらい、申しわけありません。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 委員長にもう1点お伺いします。

地域への貢献度等を、評価による競争入札の実施という文言も入っておるわけなんですけども、いわゆる地域への貢献度、この意味合いですね、地域というてもいろいろ、ほんまの小さな地域から旧町単位もあれば、与謝野町全体というようなことも考えられるわけなんですけど、広い意味では、ここら辺を3社の方が出されておる中で、この議論の中で、この地域への貢献度、一つは、よく総合評価方式だとかあるわけなんですけど、地域への貢献度というのを、どういうふうに文言とあわせて、全体とあわせて、この文言と、どういうふうに委員会の中ではご議論があったのかということをお伺いします。

議 長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） 一つは除雪なんかの場合ございますね、それから災害なんかで大変な、業者の方にもご協力いただいております面がある。ところがそれがなかなかできないということになりますと、いかなもんかなと、こういったことだというふうに受けとめておりますけど。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） それこそ、もう最後の質問ですけども、今、委員長から議論の中で災害、あるいは除雪ですか、いうお言葉があったわけなんですけども、ほとんどの私の知る限りですね、やら

れておられる除雪なんかは、それこそ業者が少し減った中で、かなり大雪が降った中で、かなり多くの業者、ほとんどの業者がご努力されておるだろうし、それから平成16年の台風23号から、そのあといろんな災害がありました。また、そういった中でも、ほとんどの多くの業者が、それは貢献されておるのではないかなと思うんですけども、そこら辺のご議論はどうでしたでしょうか。

議長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） この部分を詳細に議論したというふうなことにはなっていないんですけども、今言ったようなことで、例えば非常に頑張って、そういったことにお世話になっとなるのに、今の制度の中では、なかなか自分が落札ができないと、こういう人もございまして、そういったことでのご意見だったと、こういうふうに思っておりますけど。

3 番（有吉 正） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

勢旗委員長、自席にお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

反対意見の討論を求めます。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） 与謝野町入札制度に対する請願書の採決に当たり、日本共産党与謝野町議員団を代表として、反対討論を行います。

本議会に寄せられた請願の趣旨並びに事項については、おおむね切実な願いであると受けとめました。町は中小企業振興基本条例の理念に照らし、町内業者の仕事と雇用を確保するために、受注機会の増大に努める責務があり、そのための入札制度の改善については、今までも努力されてきましたが、より一層の改善が求められます。

本請願に反対する理由は、請願事項にある最低入札価格の事前公表を廃止しとあることです。日本共産党議員団は、21世紀型の新しい自治体のあり方を模索し、本会議でもたびたび質疑を行ってきました。その大事な項目に住民参加と情報公開公表があります。住民の声で町政を進めるから、さらに住民が参加する町政や、住民が参加する行政機構へを目指して、議会活動、住民運動、まちづくりに取り組んでいます。また、提案も、この議会で提案があった、予算の事前公表など実現すべきだと考えます。

また、例えば新しく道路をつくる場合であれば、ルート決定段階から、住民とともに検討するぐらいの事前公表が、これからの行政に求められると考えています。既に、実施されている事前公表、最低入札制度の事前公表を廃止することは、すべきではないと考えます。事前公表のために、ほとんどの入札がくじ引きになっているのは事実であり、その改善は必要だと考えています。

そもそも、くじ引きになっている根本原因は、事前公表にあるのではなく、政府の、国民の暮らしよりも、アメリカと大企業の利益を優先する経済政策による地域経済の崩壊にあります。根

本的な解決のためには、地域経済の再生こそが求められます。制度の改善も必要だと考えます。現時点では、その解決の方法は、一つにはくじ引きを業者がするのではなく、行政が行うよう変更することで、くじ引き自身は大きく減らすことができると考えます。しかし、これも根本的な解決にはなりません。

もう一つは、地域への貢献を取り入れた落札業者の決定をするよう変更することです。この入札制度にするためには、公契約条例等で根拠を明確にすることが必要だと考えています。いずれにせよ、事前公表を行いつつ、問題点を改善することこそ求められており、そのために視察研修や検討することこそが、議会の役割ではないでしょうか。

入札制度の改善にとって、もう一つ大事なことは町内業者はもとより、町民全体であり方を検討することです。振興条例の制定に向けた取り組みで、町民参加が大きく進められました。これをさらに、すべての分野に広げることが重要だと考えます。問題が生まれたときこそが解決のチャンスであり、回避しては解決はできません。

正面から住民参加と事前公表のまちづくり、町政に取り組むべきです。これらの理由から、本請願は趣旨も事項も賛同できることが大きくあるが、最低入札予定価格の事前公表の廃止については、賛同できないので、部分採択とすることを求めましたが、賛同が得られず請願全体に対する賛成か、反対かの採択を求められました。この問題は大変大きな問題であり、本請願に反対せざるを得ませんでした。

引き続き、中小企業振興基本条例の理念に基づき、入札制度の改善と、とりわけ公契約条例制定で、町内業者への発注をふやし、雇用をふやすために取り組むことを表明し、反対討論とします。

議 長（井田義之） 次に、本案に対する賛成意見の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 次に、本案に対する反対の意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより請願第4号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものとされております。したがって、本請願は委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議 長（井田義之） 起立多数であります。

よって、請願第4号 与謝野町入札制度に対する請願書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで10分間ほど休憩したいと思います。

2時35分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時22分）

（再開 午後 2時35分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

次に、日程第14 請願第7号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増

額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書を議題とします。

本案については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたが、委員長から請願審査報告書が議長に提出されております。

本案について、赤松委員長の報告を求めます。

13番、赤松委員長。

文教厚生常任委員長（赤松孝一） それでは、文教厚生常任委員会に付託されていましたが、請願審査の報告をいたします。

昨年12月1日に付託されまして、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算の増額、教育諸条件の整備、また充実を求める請願書でありました。

審査の結果は不採択とすべきものということになりましたが、これも採決の結果反対多数でありまして、全員一致ではございません。

付託案件は、平成23年、請願第7号 子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書。

先ほど申しましたように、昨年12月1日に本会議におきまして、本委員会に付託されました。早速に、12月議会会期中に委員会を開催し、この付託された案件につきまして、審議を行いましたが、その会期中の審議は結論が出ずに継続審査といたしました。そして、2月9日、委員会を開催しまして、付託された案件についての審議を行いました。そして、3月の会期中でありましたが継続審査といたしました。それで、4月16日になっていますが、すみません13日の誤りでございます。13日に委員会を開催し、審議を行いました後、採決を行った次第でございます。

いろいろと意見が出ていましたが、主なものを取りまとめていただいたものでございますが、請願事項のうち原子力防災の項目以外は、まあまあ、ほとんどある程度できていると思うという意見。

それから、当初予算がもう既に可決された今の時点においても、この審議を継続していること事態が、請願者に大変申しわけないことではあるが、既に時期が外れているので不採択にしたいとの意見。また、請願事項の空調設備については計画的に進める方向にありまして、また、ほかの項目につきましても、ほとんどできているものや、その充実に向かっているもの等であると思われるという意見。それから、この請願内容そのものが行政に対する要望事項であり、理事者のほうへ要望されたらよいのではないか等の意見、等々ございました。

その結果、不採択とすべきものという方が多かったわけですが、平成22年度の委員会活動の中におきまして、管内の小中学校も、この当委員会で現状等、直接学校に向かいまして、学校の状況等も聞いてまいりました。そういった中で、いわゆる請願項目の多くの項目が100満点とはいかずとも、その請願者の趣旨に添った方向で学校現場も取り組み、また教育委員会のほう、行政のほうもそれについて指示をしているといいますか、そちらに向かって進めているという現状からすれば、あえてここで、これを採択しなくても現状よしと、今後に期待ができるということで、多くの方の意見は、不採択すべきものというふうに決定した次第でございます。どうぞよろしくご判断をお願いします。

議長（井田義之） ただいまの赤松委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） 委員長に質問をいたします。

数回にわたる委員会の審議の結果、残念ながら、紹介議員としては、残念ながら不採択ということで、結論がなったということでございます。

そこで、その内容を報告してもらいましたが、その点について質問をさせていただきます。その理由の一つが、ほとんどできているということが上げられております。

例えば、原子力防災の項目以外は、ほとんどできている。別のところでは、空調については計画的に進めている方向であり、ほかの項目はほとんどできている。それぞれの項目で、その項目以外はできているということは、その項目はできていないということですが、これすり合わせると、ほとんどできているという趣旨にはならないというふうに受けとめれるんですが、また、ほかにも就学援助の基準に、現行の基準に加えて所得基準を加え、対象を広げてほしいという項目があります。これについては、私どもがたびたびの議会で要望をしてきましたが、いまだになかなかそこまで行きつかないというね、できているというよりも、長年の課題というふうに受けとめてまして、かなりこういう内容とは違うというふうに受けとめているんですが、その点についてはどのような議論がされたでしょうか。

議長（井田義之） 赤松委員長。

文教厚生常任委員長（赤松孝一） 確かに、ほとんどできているという表現は、先ほど私申しましたように、できているもの、いわゆるできそうなもの、またそちらの方向が、いわゆる整備ができるように努力しているもの、そういったものを含めて、おおむねそちらの方向に向かっているということで、おおむねよしというふうな意味であって、この表現が、そのときの現場での全くできているという意味ではない。やはり足りないものもある。もっと充実すべきものもあるというのは現実であります。それはおっしゃるとおりであります。

それから、就学援助の件も、これも教育委員会に来ていただきまして、いろいろと今現状も聞かせていただきました。決して、当町の就学援助制度が今の現状としまして、そら上を見れば幾らでも援助すればいいのかと、言えば決して、これも財政のついてくることでありますし、やはりこれは親の自助努力も必要でありますし、必ずしもおんぶにだっここというほどのことでなくて、今の当町の就学制度でも、まあよしとすべきであろうと、決して近隣市町村と比べて、これが非常に低いわけでもなしに、ただ、いわゆる申請される方といいますか、利用される方が、いわゆるちょっと少ないというふうな数字も出ているようですが、これはその申請するしないは、その制度があっても利用しない方もあるわけですから、その数字で当町の就学援助制度が、非常に近隣から劣っているとは思えないというふうな判断の意見が多かったというふうに思っています。以上です。

議長（井田義之） 野村委員。

1 番（野村生八） この就学援助については、何度も取り上げてきて、その中でも申してきましたが、教育の機会均等、決してどの子供たちも、その家庭の経済状況で教育格差が生まれてはいけないと、これは基本的な問題であり、憲法の基本的な条項だというふうに思っていて、先ほど、親の自己努力と言われましたけども、その部分では格差が生まれるからこそ、就学援助によって、

そういう格差を是正するためにつくられている制度で、ちょっと言われた内容と、この制度の内容は趣旨が違うのではないかというふうに思うのですが、そういう内容について、そういうところまで議論がされたのかどうか、再度お伺いいたします。

議長（井田義之） 赤松委員長。

文教厚生常任委員長（赤松孝一） これは、今回の、この請願審査の中では、そこまでの踏み込んだものはしていませんが、ご存じのように、このたぐいといいますか、ずばりこのものの請願は毎年出ています。

したがって、去年は随分、学校現場を見て回り、なおかつ教育委員会にも何度か足を運んでいただきまして、いろんな数字を出していただきまして、随分、去年は真摯に取り組んでしたつもりでありますし、今年度も決してそこまでの、いわゆる協議をしなかったからといって、それをおろそかにしたわけではない。ある程度、一定の当町の今の就学援助に対しまして、そこまで、私は劣っているとは思わないんですが、これは、ただし、今おっしゃるように、だれしもが平等に教育を受ける、これは均等に扱うべきであるというふうに思いますが、かといって今の当町の取り組みが、そこまで、いわゆる、そら充実をどんどんどんどんすれば、こしたことはありませんが、私そこまでの、これは委員会の空気としましては、現状でもよしであろうという判断の方が多かった結果であろうというふうに考えています。

ただ、そういったものが充実することに対して、決して反対するという意見は全くございません。

議長（井田義之） 野村委員。

1 番（野村生八） この教育請願は、確かに毎年出されてまして、その請願事項について、毎回、掲げられてる内容と、その内容が、その状況によって変わっている内容とあります。毎回掲げられてる内容というのは、それだけ切実で大きな課題で、なかなか解決ができていない問題だからこそ、毎回、それが掲げられているというふうに思っていて、ほとんどできているという委員会の判断と請願者の思いとは違うのではないかなというふうに、私は理解をしています。

例えば、プールの改修の項目があります。これについても、プールの改修は確かに順次されているというふうに受けとめていますが、この内容というのは早急にしてほしいという、全体のプールの状況が本当にひどい状況で、今の改修のテンポでは、今の親や教育現場の状況から問題があるのではないかということで、請願事項に入れられたというふうに聞いています。そういう点を見ても、こういう、できているかどうかということで、この内容を判断するということがいいのかどうかというふうに思うわけですが、例えば、その問題については、どのような議論がされたんでしょうか。

議長（井田義之） 赤松委員長。

文教厚生常任委員長（赤松孝一） その辺をところを、正直言いまして、事細かく議論をしたというようには判断していません、実際に。ただ、今おっしゃるように、去年は加悦中学校の校舎の件がございまして、3中学校、京都府、福井県、滋賀県というふうに回ってまいりました。確かに、もう最新の今の非常に立派な設備、設備だけではない、その学校の現場の校長先生の熱意、そういったものをすごく強く感じましたので、今の当町の小学校、中学校の現場の施設が、私も十分とは思っていません。しかし、当町の教育委員会も限られた予算の中で、そこに向かって一生懸

命に少しでも近づきたいという鋭意努力されている姿はつぶさに感じています。その辺のところ
が、委員会での、こういった判断になったものであろうというふうに思っていますが、よろしく
お願いいたします。

議 長（井田義之） 野村委員。

1 番（野村生八） この説明の中で、請願内容は行政に対する要望事項であり、理事者へ要望され
たらいいと思うということが報告の中にありました。請願内容で、こういう理由で不採択というの
はどうなんだろうというふうに思うんですね、当然、理事者へも要望されたらいいというふうに
思いますが、当然、議会へも要望されるべきだろうというふうに私は思っています。

議会に出されるということは、議会として、こういう住民の願いを受けとめてほしいというこ
とで、議会へ請願を出されるわけで、どういう内容であれ。それをやっぱり真摯に受けとめて判
断するということが、本来の議会の果たすべき役割だというふうに思うんですね。議会基本条例
をつくった、この議会が、住民からの直接の声をこういう理由で不採択にするという、その意味
がよくわからない。どういう議論がされたんでしょうか。

議 長（井田義之） 赤松委員長。

文教厚生常任委員長（赤松孝一） これは、逃げるわけではございませんけど、いろんな意見が出る中で、
事務局のほうで録音テープしていただいて、その中で、こんな意見があったということを羅列的
にさせていただいたわけでございまして、特別請願内容は行政に対する要望事項であるから、私は
反対しますというような意見ではなかったというふうに私は覚えています。

ただ、議会ばかりではなしに、このことはやはり予算もつきまとうことだし、理事者へ要望さ
れたほうがもっと早い、いわゆる念願達成に対するスピードが違うんと違うかと、そういった趣
旨で発言されたのであって、これがイコール、こうだから反対というふうな意見ではなかったと
いうふうに私は覚えています。

議 長（井田義之） 野村委員。

1 番（野村生八） そうであってほしいというふうに思います。

最後に、先ほどからの委員長の答弁を聞いていますと、請願事項の中で、この問題は大いに問
題があって、賛同できないという内容は余り聞かれないんですよ。賛同はできるけども、既に
努力されているとか、できているとか、一部は、まだ、今からだけでもという原子力発電の防災
の問題とか、それから等々がありますよね。議会が請願を不採択にするということは、出された
内容に議会は同意できないという意味だと思うんですね。その辺でちょっと報告の内容と、不採
択という結論とが、私はちょっと合わないように思うんですが、委員長の報告の内容の議論であ
れば、例えば趣旨採択とか、いろんな方法がありまして、当然、住民から出された要望であれば、
できれば、それを採択して、より行政を、まちづくりを前に進めるために働くのが、議会、議員
の立場だろうというふうに思います。

どうしても、私も先ほど反対しましたが、これは賛成できないということで不採択というこ
とはあります。しかし、今の答弁を聞いていますと、そういう部分は見当たらないわけですが、な
ぜこういう内容で不採択になったのか、委員長としてはどのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 赤松委員長。

文教厚生常任委員長（赤松孝一） いわゆる、何度も私、申しますように、今よりももっといい設備、充

実、環境条件等は、だれしもが望んでいますし、就学援助でも、それは手厚い援助ができればというの、これは請願者と我々議員との間にも、今言いますように、同じ方向は向いています。それは事実であります。だれもそれに異を唱える方はございませんでした。しかし、その中で何度も申すようで恐縮ではありますが、今の当町の置かれている現状の中で、何も町の私たちが懐を心配することはないんですが、決して、そちらのほうに向いて、いわゆる限りなくそちらに向いて、この行政としての努力をされていると、今あえて、これを採択をしなくても、十分に今の教育委員会等の意見も聞きましても、決して、この請願者の意見を無視した、行政が行われているわけではないと、一生懸命に努力されていると、そういうことで今の現状でよしと、あえて、これを採択をしなくてもいいという方が多かつたんであろうというふうに私は判断をしています。

したがって、請願者の意向を無視をしようとか、知らぬ顔をしようとかではなしに、現に一昨年のおきも学校の照明問題をやりました。これも本当に暗い、もっと明るく、そんな声もありました。したがって、私たちも教育委員会には議員として、常任委員会として、要望すべきことは随分と要望して、改善の一役を担っているつもりと自負はしていますので、よろしく願いをいたします。

1 番 (野村生八) 終わります。

議長 (井田義之) ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

議長 (井田義之) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

赤松委員長、自席にお戻りください。

これより、請願に対する討論に入ります。

討論はありますか。

最初に反対意見の発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (井田義之) 次に賛成意見の発言を許します。

原案に対する賛成の意見です。

7 番、伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男) それでは、私は日本共産党議員団を代表して、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算の増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書に対する、賛成討論を行います。

初めに、この請願は賛同署名数629筆という住民の皆さんからの請願であるとともに、教育現場からの切実な願いでもあり、大変重要な請願であります。この間、与謝野町議会でも、議会改革、議会活性化の取り組みの中で、全会一致で議会基本条例がつくられ、住民からの請願を政策提言と位置づける、こういう画期的な内容が盛り込まれました。ですから、この点でも、この議会の姿勢が鋭く問われる問題であります。

請願趣旨の中に深刻な子供の貧困問題が触れられています。与謝野町の住民所得は、京都府下でも最下位クラスに位置しており、当然、この課題はよそごとではなく、私たちの議会の重要課題でもあります。しかも子供の貧困状況は、この数年を見ても決して解消している方向に向いている状況ではないという点であります。全国的には、給食費の滞納問題が大きな社会問題になり

ましたが、保護者の教育費負担の、その理由の大半が、保護者家庭の経済的理由となっていることでもあります。例えば、現在も問題になっている母子・父子家庭、いわゆるひとり親家庭の場合、政府の調査でも行政の支援分も含めて、年間180万円を切るような、平均的収入状況であり、極めて深刻な現状になっています。請願内容にも書かれているように、親の経済状況や家庭環境にかかわりなく、すべての子供に教育を受ける機会を与えられるべきであります。

先進国のヨーロッパでは、ほとんどの国が教育費は無料となっている。日本では、憲法に義務教育の無償化がうたわれてから半世紀以上もたっています。世界の第2、第3といわれる経済力を持つ日本で、できないことではありません。国連機関からもひど過ぎる日本の教育の実情に対して勧告を受けるほど、教育条件の整備がおこなわれているわけでもあります。

まず、このことを大前提としてとらえておくことが求められていると思います。この間の議会質疑の中でも人材育成が町政の大きな課題になっていますが、与謝野町の将来を担う子供たちこそ、その対象と言えるのではないかと考えています。ですから、請願で述べられているように、教育予算を増額し教育条件の整備充実が極めて重要であることを指摘しておきたいと思います。

請願事項は7項目にわたって要望がされています。

一つ目、義務教育の無償化の原則を実現し、保護者負担をなくすために学校予算を増額してください。この項目については、本町の教育予算は理事者の努力もあり、決して少な過ぎるとは思っていませんが、保護者負担の現状から見ると、ここが大事です。保護者負担の現状から見ると、より充実することが求められていると考えています。

二つ目、経済的不安なく学校に行けるよう、就学援助制度の基準に所得基準を加え、支援の対象を広げてください。この項目は、所得の高い近隣自治体と比べても、いわゆる支給率、支給率が明らかに低い、こういう現状があるわけであり、この現状により接近する努力が必要だという前向きな提案であり、当然のことだと私どもは考えています。

三つ目、老朽化や破損したプール、施設を早急に改修してください。こういうものですが、この学校プールについては、保護者の皆さんも認めるような現状であり、改修が欠かせない状況になっています。

四つ目、児童・生徒の学校環境、衛生基準に基づく学習環境の改善をしてください。特に教室や配膳室の空調設備の設置を急いでください。この項目では、特に近年の暑い暑い夏の状況を考えますと、すべての教室のエアコン設置は緊急に急がれている課題であります。

五つ目、児童・生徒の通学安全確保のための措置をとってくださいという項目では、地域住民やPTAの協力で一部の学校で送り迎えなどが行われていますが、近年の不審者による事件の発生を考えると、すべての学校での一層の改善が必要になっていると考えています。

六つ目、自然災害時における児童・生徒の安全確保のため、学校の危機管理体制を充実するとともに、避難所としての機能を充実してください。

この6項目と、7項目目、放射線の影響を受けやすい子供たちの安全と健康を守るため、原子力防災に関する対策を講じてください。

この二つの点では、大飯原発の再稼働の動きもあります。まだ、避難計画の見直しもできておらず、子供たちにとって、放射能災害は、まさに命にかかわる重大な問題です。緊急に対応することが求められています。以上のように、この請願の内容は、本町の子供たちにとって切実で大

変大事な課題を要望しているわけであり、政策提言として受けとめ、議会として前向きに取り組むべきものと考えてます。

よって、本請願に対する賛成討論といたします。ご清聴ありがとうございました。

議 長（井田義之） 次に、本請願に対する反対意見の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 次に、本案に対する賛成意見の発言はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより請願第7号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものとされております。

本請願を採択することに賛成議員の起立を求めます。

請願に対する賛成、反対です。

（起立少数）

議 長（井田義之） 賛成少数であります。

よって、本請願は不採択すべきものと決定をいたしました。

お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

本日は、これにて延会することに決定しました。

この続きは、あす5月9日、午前9時30分から開議いたしますので、ご参集ください。

（延会 午後 3時05分）